

望ましい環境の保全と創造をめざして

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

環境審議会答申への対応と
次年度の施策展開（平成29年度版）

平成28年度に実施した取り組みの評価と平成30年度の施策展開



平成30年3月

茅ヶ崎市

表紙：「里山はっけん隊！」

次世代を担う子どもたちが貴重な自然環境に親しみ、自然を守っていくことの大切さを認識する機会の提供として、(公財)神奈川県公園協会と市民団体「柳谷の自然に学ぶ会」の皆様にご協力いただきながら平成20年より実施している事業です。

表紙の絵は、参加者の皆さんが当日に「はっけん！」した動植物の「おもい」や動植物への疑問について描いたものです。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本書における元号の表記は「平成」を用いることとします。

はじめに

茅ヶ崎市では、近年ますます多様化する環境問題に対応するため、平成 23 年 3 月に「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」を策定しました。この計画では、本市が目指すべき環境の将来像を実現するために達成すべき目標と施策を示すとともに、進行管理の仕組みとして、取り組みの検証結果を早期にまとめ、市民の皆様の御意見も取り入れて軌道修正を行い、次年度の取り組みに反映できるような PDCA サイクルを構築することとしています。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)における 28 年度の取り組み状況と、それに対する行政の内部評価については、平成 29 年 6 月発行の「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書」で公表し、市民の皆様からの御意見を頂いた後、専門的な見地からの御意見を伺うため、茅ヶ崎市環境審議会へ諮問を行いました。環境審議会においては、自然環境分科会、生活環境分科会の二つの分科会での集中的な審議を経て、答申としての評価をまとめていただきました。本書はこれらの評価を踏まえて市が検討した、平成 30 年度以降の施策展開の内容をお示ししたものです。

本計画は 23 年度から 32 年度までを計画期間としており、30 年度からの 3 年間で最終年次を迎えます。30 年度は茅ヶ崎市総合計画第 4 次実施計画のスタート年次にあたることから、施策の検討にあたっては、茅ヶ崎市総合計画との整合性を図り、計画的かつ総合的に事業を推進することを念頭におき、新たに総合計画第 4 次実施計画との関連性をお示しすることとしました。今後は、本書で示した取り組みを着実に実施することで、目標年次に向け、環境施策の着実な推進に努めてまいります。

よりよい環境は、行政の取り組みだけで実現することは不可能です。今後も、市民・事業者の皆様におかれましては、日常生活、事業活動において、できることから具体的な行動を展開していただき、望ましい環境像の実現にお力添えをいただきますようお願いいたします。

平成 30 年 3 月

茅ヶ崎市長 服部 信明

目次

I. 平成 28 年度における目標の達成状況及び重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 30 年度の施策展開	3
1 体系図	4
2 目標と実績(総括表)	6
3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)	8
4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理について	10
凡例	12
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	15
1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	39
2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	
2.2 生物多様性の保全方針の策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	45
3.1 4R の推進	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	59
4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	70
5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	
5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	
5.3 学校における環境教育の充実	
II. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)に対する答申	83
III. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)に対する 市民意見及び市の考え方	101
(参考) 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧	117

I . 平成 28 年度における目標の達成状況及び 重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 30 年度の施策展開

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、1年間の取り組みを振り返り、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出を行い、次年度以降に取り組むべき事項を検討することとしています。

本章では、平成 29 年 6 月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」にて報告した平成 28 年度の取り組み状況に対する茅ヶ崎市環境審議会からの評価を踏まえて、市が検討した平成 30 年度の施策展開の内容をお示ししています。

1 体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。 10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

重点施策

重点施策の推進を支え、補完する施策

- 1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成・実施
- 2 財政担保システムの確立
- 3～12 各コア地域における施策

- 1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

- 13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生
- 14 農業支援による農地の保全・再生
- 15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

- 1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
- 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
- 1.2(3)水環境の保全
- 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用

- 16 自然環境の保全に向けた条例の制定
- 17 保全すべき地域の指定
- 18 自然環境庁内会議の効果的な運用

- 2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導
- 2.1(2)快適で安全な住環境の確保

- 19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
- 20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

- 2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全
- 2.2(2)海岸の自然環境の保全

- 21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)
- 22 リデュース(ごみの排出を抑制する)
- 23 リユース(繰り返し使う)
- 24 リサイクル(資源として再生利用する)

- 3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
- 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

- 25 地産地消の推進
- 26 環境に配慮した農業の普及促進

- 3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進
- 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発

- 27 情報発信・啓発活動の推進
- 28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援
- 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

- 4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援
- 4.1(2)市における率先的な取り組み

- 30 乗合交通の利便性向上
- 31 徒歩・自転車利用の促進

- 4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減

- 32 庁内の環境意識の向上
- 33 庁内における人材育成

- 5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進

- 34 意識啓発・人材育成
- 35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

- 5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
- 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減
- 5.2(3)環境に関する活動の支援

- 36 地域と連携した環境教育
- 37 学校における取り組みの支援

- 5.3(1)学校における環境教育の推進

2 目標と実績(総括表)

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	平成27～29年度に実施	景観みどり課
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	一部達成	景観みどり課
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(※)。 *緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5%	26.3% (平成27年度)	景観みどり課
		4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。(※) *平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha	349ha (平成27年度)	農業水産課
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	平成29年4月施行	景観みどり課
		6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	未指定	景観みどり課
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	未策定	景観みどり課
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	未作成	
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。	574g	650g (平成28年度)	資源循環課
		10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	34.7%	22.2% (平成28年度)	資源循環課
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗	46店舗 (平成28年度)	農業水産課
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。	15品目以上	12品目 (平成28年度)	学務課
	13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	—	—	農業水産課	

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ4 低炭素社会 の構築	4.1 「茅ヶ崎市 地球温暖化 対策実行計 画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年 度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990 年度)の約80%)にします。	約1,492千tCO ₂ (変更後)	※約1,584千tCO ₂ (平成27年度 暫定値)	環境政策課
		15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計 簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出 量を把握し、前年に比べエネルギー使用 量を削減できた家庭・事業者の数を増や します。	—	—	環境政策課
	4.2 交通行政に おける温室 効果ガスの 排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数 を平成32年度(2020年度)までに455.5回に します。	455.5回	441.1回 (平成27年度)	都市政策課
テーマ5 計画を確実に 進めていく ための人 づくり	5.1 本計画推進 のための庁 内における 環境意識の 向上と人材 育成	17 庁内における環境意識の向上を図るため に、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステ ムの周知啓発を徹底するとともに、生物多 様性や地球温暖化問題に関する庁内での 学習の機会を積極的に提供します。また、 研修への参加、先進的取り組みを行って いる自治体等への視察を積極的に実施し ます。	—	—	環境政策課/ 景観みどり課
	5.2 市民・事業 者の環境意 識啓発・人 材育成、活 動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関 する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課
	5.3 学校におけ る環境教育 の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を 充実させ、地域資源を活用した環境学習 の回数を増やしていくとともに、スクールエ コアクションの導入による各学校での環境 活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課

※目標14の実績値は平成27年度暫定値が出たため更新しています。

3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)

評価基準: A=極めて順調に進んでいる B=概ね順調に進んでいる
C=ある程度進んでいる D=あまり進んでいない
E=今後、積極的な取り組みが必要

(*) 施策実施担当課については、実際に施策の推進状況を確認する中で取り組みを実施している課を掲載しており、「環境基本計画(2011年版)」に掲載している担当課とは異なる場合があります。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ	
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	16	
		2 財政担保システムの確立	景観みどり課	D	D	18	
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	B	C	20	
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】					
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	22	
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】	公園緑地課 広域事業政策課				
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	B	C	24	
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	D	D	25	
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	農業水産課 環境政策課 景観みどり課 下水道河川建設課 広域事業政策課	E	E	26	
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 環境保全課 景観みどり課	C	C	28	
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】					
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	30	
		1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 道路建設課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	B	B	34
		14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	B	B	36	
		15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	農業委員会事務局				

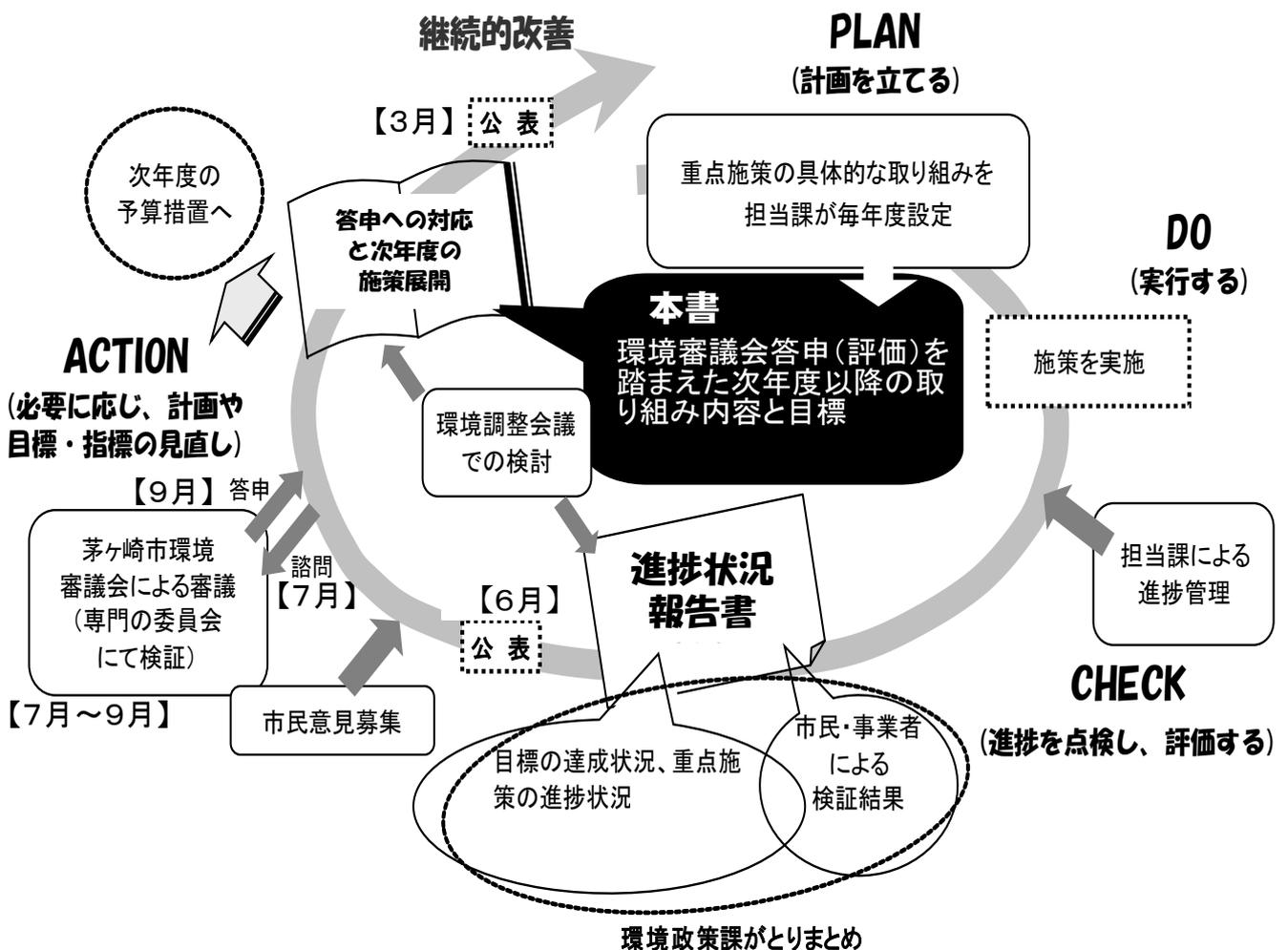
テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	C	C	40
		17 保全すべき地域の指定				
		18 自然環境庁内会議の効果的な運用	景観みどり課	B	B	42
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	D	D	44
		20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成				
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	46
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課 農業水産課	B	B	48
		23 リユース(繰り返し使う)	市民相談課 資源循環課 環境事業センター 環境政策課	C	C	50
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課 環境政策課 資源循環課 環境事業センター	B	B	52
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	保育課 農業水産課 学務課	A	B	56
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	58
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	60
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	B	62
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター	A	A	64
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	66
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	B	B	68
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	B	71
		33 庁内における人材育成				
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 社会教育課	B	B	74
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	C	C	76
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課 学校教育指導課	B	B	80
37 学校における取り組みの支援						

4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理について

茅ヶ崎市環境基本条例では、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市長が環境に関する施策等について報告書を作成し、公表することを定めています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」では、計画全体の迅速な進捗を図るため、早い段階で取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れた軌道修正や次年度の予算措置に反映できるようなPDCAサイクルを構築することとしており、現在、2冊の報告書を用いた進行管理を実施しています。

市は、前年度の取り組み状況を、毎年6月発行の「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からのご意見をいただいた後、茅ヶ崎市環境審議会に諮問し評価をいただいています。さらに、皆様からの評価を踏まえて検討した次年度の施策展開を、毎年3月発行の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」(本書)で公表することで、「評価して見直す」という進行管理の仕組みを実現しています。



▲ 環境基本計画 年間の進行管理図

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、5つのテーマごとに施策の柱を設け、特に力を入れる施策(重点施策)を挙げています。また、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、施策の柱ごとに目標を設定しています。

15 ページからは、平成 28 年度の重点施策の進捗状況についての環境審議会評価と、その評価に対する市の対応及び平成 30 年度の施策展開を掲載しています。

各施策のページに掲載されている「環境審議会評価」は、平成 29 年 9 月に茅ヶ崎市環境審議会から提出された答申から抜粋したものです。

なお、「平成 28 年度の取り組み概要と担当課評価」については、平成 29 年 6 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)」に掲載しています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(平成 23 年 3 月策定)及び「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)」(平成 29 年 6 月発行)は、市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご参照ください。



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」
(平成 23 年 3 月策定)



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成 29 年度版)」
(平成 29 年 6 月発行)

平成30年度の施策展開

(1)〇〇

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び 平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
△△△△△△△△△△	●	●	●	〇〇〇事業 事業費【▲千円】	●●課
△△△△△△△△△△	●	●	●	〇〇〇事業 事業費【▲千円】	××課

(2)□□

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び 平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
△△△△△△△△△△	●		●	〇〇〇事業 事業費【▲千円】	●●課
△△△△△△△△△△	●	●		〇〇〇事業 事業費【▲千円】	××課

- ・平成30年度以降に実施する具体的な取り組みと実施年度、担当課について記載しています。
- ・取り組みを実施する年度を●で示しています。
- ・取り組み内容が含まれる第4次実施計画事業名を記載しています。事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。
- ・担当課欄には、取り組みを実際に行う部署名を記載しています。
- ・第4次実施計画事業名の事業費は平成30年度の事業費になります。

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1

コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標1

コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
【目標担当課: 景観みどり課】

目標2

各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までにコア地域の
実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

【目標担当課: 景観みどり課】

重点施策①

コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施

重点施策②

財政担保システムの確立

重点施策③～⑫

各コア地域における施策

重点施策 ① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成、実施

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・清水谷において、危険樹木の伐採を優先順位を決めて実施することができました。
- ・市内2か所目となる特別緑地保全地区の赤羽根十三区周辺の紹介を広報特集号で行い、市民に茅ヶ崎に残された貴重な自然を伝えることができました。
- ・保管理計画作成済みの清水谷、柳谷、柳島及び赤羽根十三区については、保管理計画に基づく活動を推進しました。
- ・平太夫新田の保管理計画作成に向け、市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」と意見交換を実施しました。

イ 課題

- ・関係課が連携をしながら、「清水谷を愛する会」に対し、保管理スケジュール等の見える化を図る必要があります。
- ・各地域の関係者に、当該地の自然環境保全に対して十分な理解を得られるよう、清水谷等先進地域を例に挙げて、協議等を行っていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・目標1に基づく(第3回)自然環境評価調査が実施され、調査の途中経過をインターネット上に公開した。また、特別緑地保全地区の紹介を「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」で行うなど中身の濃いものができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回自然環境評価調査の結果を平成30年3月に取りまとめる予定です。調査結果についても周知を行っていきたいと考えています。 ・より市民の皆様にも周知できるよう、広報ちがさきや市ホームページ活用して茅ヶ崎の豊かな自然を啓発していきます。 	
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・保管理体制・計画の構築・作成がなされていないコア地域での進展が見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地であり土地利用の計画がある長谷については、土地利用の状況を把握しつつ、保管理体制について検討を行います。行谷については平成28年から29年度に、保全すべき区域のエリア・保全の枠組みを検討しました。今後は検討結果を踏まえて、特別緑地保全地区、みどりの保全地区指定に向けた取り組みを推進します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・コア地域の自然環境の重要性や貴重性について、市民の方に周知する方策を検討する必要があります。各自治会や、学校への協力依頼などを行って、周知徹底を図る必要がある。次世代への働きかけをより検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースレター「ちが咲き」を発行し、保全作業や観察会に係る市民団体の活動やイベントを周知するとともに、広報ちがさきなどでもコア地域の自然環境の重要性や貴重性の理解が市民に広まるよう働きかけを行っていきます。 	

平成30年度の施策展開

(1) コア地域ごとの活動組織の設置

(2) 保全管理のための計画の作成

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
保全管理計画の作成及び活動組織体制の構築(長谷)	土地利用の方向性がある程度 定まってきた後に具体的な検 討を実施。			自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
保全管理計画の作成及び活動組織体制の構築(行谷)					

(3) 計画に基づく活動の推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「清水谷保全管理計画」に基づく活動の推進(清水谷)	●	●	●	自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
「平太夫新田保全管理計画」に基づく活動の推進(平太夫新田)	●	●	●		
「赤羽根十三図保全管理計画」に基づく活動の推進(赤羽根十三図)	●	●	●		
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画(神奈川県作成)」に基づく 県・市民団体・市による活動の推進(柳谷)	●	●	●		
「柳島キャンプ場における保全管理計画」に基づく活動の推進 (柳島)	●	●	●	柳島キャンプ場管理 運営事業 事業費【0千円】	公園緑地課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全
 施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

重点施策 ② 財政担保システムの確立

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区内の土地の買入れに伴う交付金活用の準備を実施するとともに、個人、事業者、団体等及びふるさと納税制度から継続的に寄附を受け入れられる体制となっています。

イ 課題

・緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくりについて、重点施策16「自然環境の保全に向けた条例の制定」及び重点施策17「保全すべき地域の指定」の内容を踏まえながら、検討する必要があるため、具体的な内容には至っていません。
 ・基金の充実策について、引き続き検討が必要です。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・保全すべき「みどり」の範囲の明確化を図るとともに、個人、事業者、団体等からの寄附のほか、ふるさと納税制度から継続的に寄附を受け入れられる体制を構築したことは評価できる。		・個人、事業者、団体等からの寄附のほか、ふるさと納税制度からの継続的な寄附の受け入れを引き続き行っていきます。
今後検討すべき課題		
・緑のまちづくり基金活用のための仕組み作りを急ぐ必要がある。消失の危機にある自然環境を保全するために、自然環境保全に向けた土地利用のルール作りとともに、早く具体的な内容の検討に入るべきである。		・みどりの減少に歯止めをかけ、次世代に継承するために、基金活用の対象や活用に係る意思決定の過程等について検討を進め、緑のまちづくり基金運用ガイドライン作成を進めます。
・基金の充実策について今後も引き続き検討が必要である。		・緑のまちづくり基金が安定的な財源を保持するために、今後も引き続き基金の充実策を検討していきます。

平成30年度の施策展開

(1) 緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
保全すべき「みどり」の範囲の明確化	●			茅ヶ崎市緑の まちづくり基金の充実 事業費【370千円】	景観みどり課
緑のまちづくり基金運用ガイドラインの作成	●	●			

(2) 継続的な財源確保に向けた取り組み

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
国及び県の補助金の情報収集と活用に向けた準備	●	●	●	茅ヶ崎市緑の まちづくり基金の充実 事業費【370千円】	景観みどり課
事業者による継続的な寄附	●	●	●		
新たな事業者による寄附の確保	●	●	●		
ふるさと納税の活用	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

重点施策	<p>③ 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】</p> <p>④ 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】</p>
------	---

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・(仮称)小出第二小学校用地の現状におけるスポーツ施設としての利用状況について情報共有を行いました。
- ・市民活動団体に資材等を提供し、保管理活動に活用していただくことにより、市民の森の保全を行いました。
- ・市民の森、清水谷の適正な管理を行うことで自然環境の保全及び市民へのレクリエーションの場を提供することができました。
- ・遊水機能土地保全補助金制度については、土地所有者への補助を通じて33,483.87㎡(堤分)の水田の保全に寄与しました。
- ・市民活動団体「清水谷を愛する会」が実施する保管理計画に基づく保全作業を支援し、自然環境の保全を推進しました。

イ 課題

- ・(仮称)小出第二小学校用地の具体的な活用に向けた検討には至っていません。
- ・市民の森で倒木等の可能性のある樹木については、保全団体と連携しながら早期発見に努め、安心安全を確保しなければなりません。
- ・清水谷に関する各課が連携をとりながら、保全作業の方向性やスケジュールを随時見直して、「清水谷を愛する会」の協力の下、保全作業を進める必要があります。
- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き土地所有者の理解を得ながら水田の保全をしていくことが肝要であると考えます。
- ・土地所有者や周辺住民に協力や理解を得る必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・小出暫定スポーツ広場としての活用稼働実績229日は評価に値する。		・(仮称)小出第二小学校用地の具体的な活用が決まるまでは、小出暫定スポーツ広場として活用していきます。
・市民活動団体との連携により、清水谷の保全や周辺の自然環境の保全等実施している点は評価できる。作業日報や観察記録などにより、継続的に情報把握がなされている点は、モニタリングの観点からも重要である。		・保管理に関して、市民活動団体と協力し継続的に実施しています。今後も引き続き、作業日報や観察記録、打ち合わせで情報を把握するとともに、取り組むべき課題を市民活動団体と共有し、優先順位をつけ、自然環境の保全に取り組んでいきます。また、庁内で連携した取り組みの調整を進めていきます。
・(仮称)小出第二小学校用地の活用について、教育委員会内部検討会議を開催し情報の共有を図ったことは評価できる。		・(仮称)小出第二小学校用地の具体的な活用が決まるまでは、教育委員会内部検討会議を開催し、情報共有を行っていきます。
今後検討すべき課題		
・状況の変化に応じた保管理計画と体制の柔軟な運用が望まれる。また、外部組織との高感度の連携が持続されることが望まれる。		・作業日報や観察記録、打ち合わせ等で情報把握し、状況の変化に応じた保管理計画と体制の柔軟な運用を実施していきます。また、外部組織との連携のもと自然環境の保全を行っていきます。
・(仮称)小出第二小学校用地の具体的な活用に向けての早期検討が望まれる。		・(仮称)小出第二小学校用地の具体的な活用について平成20年度から21年度にかけて市民会議を設置し、市民や青少年等が利用できる教育関連施設を基本に、検討を行っていましたが、当時とは違い、現在は柳島キャンプ場や茅ヶ崎里山公園内のバーベキュー場が整備され、(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設の建設も進めていることを踏まえたうえで、早期に話し合いを行っていきます。
・土地所有者や周辺住民に対する理解と協力を得るための方策を検討する必要がある。		・特別緑地保全地区の自然環境の保全に関して、土地所有者や周辺住民に対して理解していただくために、特別緑地保全地区の重要性を説明し、土地利用と保全のルールを協議していきます。

平成30年度の施策展開

(1) 清水谷の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
市民団体「清水谷を愛する会」と連携した清水谷保全管理に向けた調整	●	●	●	自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
事業者による清水谷保全作業への協力	●	●	●		
関係市民団体及び関係課との連携による、緑地の保全活動の実施	●	●	●	北部地区緑地維持 管理事業 事業費【21,068千円】	公園緑地課
市民の森の法面管理	●	●	●		

(2) 水源地の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
沈殿分離層の管理	●	●	●	北部地区緑地維持 管理事業 事業費【21,068千円】	公園緑地課
合併浄化槽の普及及び汚水流入への対策	●	●	●		

(3) 清水谷周辺の自然環境の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
土地利用に対する環境配慮への指導	●	●	●	自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
市民の森の再整備及び当地の利活用の促進	●	●	●		
遊水機能土地保全事業	●	●	●	遊水機能土地 保全事業 事業費【21,070千円】	下水道河川 建設課

(4) 周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
教育委員会内部検討会議の開催	●	●	●	教育施設整備の 総合調整 事業費【0千円】	教育政策課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全
 施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

重点施策	<p>⑤ 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保管理体制のルール、システムを確立します。【平太夫新田】</p> <p>⑥ 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】</p>
------	--

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」が実施する生物の生息・生育に配慮した保管理体制作業への協力を継続的に行っています。
- ・保管理体制計画策定に向けて市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」との意見交換を行い、地元自治会や河川管理者である国交省、庁内関係各課にも情報提供を行いました。また、河川管理事務所から堤防整備等の状況について市民活動団体と一緒に情報を共有しました。

イ 課題

- ・今後工事が行われる際は、国から情報収集し、庁内関係課と連携し、関係団体等に速やかに提供できる体制作りが必要です。
- ・市が占有している国有地部分の保管理体制の考え方とともに、平太夫新田全体の保全についても検討する必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・対象地は、複数の関係機関との情報共有・連携が必要であるが、そうした情報交換を積極的に行っている点が評価できる。市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」との連携・協力関係が首尾良く作用しているように思われる。		・市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」に対する活動支援（広報紙やホームページ等による活動の周知）を引き続き行っていきます。
今後検討すべき課題		
・保管理体制計画策定のための情報共有の段階であって、策定のための具体的作業やその可能性が見えない。保管理体制計画策定に向けて、河川管理者である国土交通省の京浜河川事務所相模出張所と協議を進めていく必要がある。		・市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」及び京浜河川事務所相模出張所との意見交換を重ね、「平太夫新田（相模川河川敷内市占有地）保管理体制の考え方（案）」を作成しました。茅ヶ崎市みどり審議会での意見聴取を行い、平成29年度中に保管理体制計画を策定予定です。

平成30年度の施策展開

(1) 水害防備保安林及び移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
関係機関(国)との情報共有	●	●	●	相模川適正管理 促進事業 事業費【0千円】	広域事業 政策課
関係団体との情報共有	●	●	●	自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
保全管理計画に基づいた活動体制の構築	●	●	●		
保全管理計画に基づいた保全管理作業の実施	●	●	●		

(2) 地域との連携による管理体制の確立

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
保全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集)	●	●	●	市民・事業者・市との 環境活動連携 支援事業 事業費【70千円】	環境政策課
保全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集、資材や物品の提供)	●	●	●	自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
現地の植生の希少性の周知	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

重点施策	<p>⑦ 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】</p>
------	---

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・市民有志の方々にご協力いただき、保管理作業を行っていただくことができました。
- ・都市緑地法に基づく用地取得等の手続きを進めるとともに、当該地の西側道路上に生息・生育する希少性が高い植物や昆虫等のより良い保全のための検討を行いました。

イ 課題

- ・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の自然環境を保全するためには、保管理計画に基づいて継続的に作業を行う必要があります。
- ・今後の保管理作業の担い手については、引き続き検討します。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・市民有志の獲得に成果があったという市の呼びかけは評価できる。		・保全活動に参加する有志市民と打ち合わせを行いながら、保管理計画に基づく活動を推進しました。
・都市緑地法に基づく用地取得等の手続きを進めるとともに、当該地に生息・生育する希少性が高い植物や昆虫等のより良い保全のための検討を行ったことは評価に値する。		・平成28年度中に都市緑地法に基づいた3件の用地取得を行い、自然環境の保全を行いました。平成29年度も用地取得を行い、取得地の保管理を行っています。平成30年度以降も用地取得を継続していきます。
今後検討すべき課題		
・保管理作業の活動組織の体制づくりと継続性の担保が望まれる。担い手確保や作業者の安全確保のためにも、簡易でも良いので水場やトイレなどの活動拠点の早急な整備が必要ではないか。		・水場やトイレ、道具置場などの拠点の設置については引き続き検討していきます。
・平成29年3月発行、環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(平成29年度版)で藤沢市との具体的連携の実績もなく、さらに連携の有効性は少ないと評されたことから「藤沢市との連携」は削除されてもよいのではないか。		・計画の変更については、次期計画の策定に併せて検討します。

平成30年度の施策展開

(1)水源地、樹林地の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
保管理体制の検討	●	●	●	自然環境評価調査のコア地域における保管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
市民有志との協働による保管理作業	●	●	●		
地区の自然環境の周知	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑧ 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保安全管理等)を要望していきます。【長谷】

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

・土地所有者に当該土地の自然環境の重要性について、継続して説明を行っています。また、自然環境評価調査の一環として調査を実施しました。また、特徴的な貧栄養表土の保全のため、クズ等の管理を行いました。

イ 課題

・今後も調査を継続するために土地所有者の土地利用について状況を把握しつつ土地所有者の協力のもと、管理保全体制について検討を行う必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・自然環境評価調査を実施し、概況把握を行った点は評価できる。		・第3回自然環境評価調査の結果を平成29年度末に取りまとめ、ホームページ等で公表します。
・土地所有者に対して継続的に説明を行っている点は評価できる。		・平成29年度以降も継続して説明を行います。
今後検討すべき課題		
・土地所有者の理解を得ることが課題である。		・土地所有者による事業計画の進捗状況を把握しながら、平成29年度以降も継続して説明を行います。
・今後も継続的に調査を実施し、管理保全体制について検討を行う必要がある。		・自然環境評価調査の結果をもとに、土地所有者による事業計画がある程度定まってきた際に、具体的な検討を行います。

平成30年度の施策展開

(1) 現地のモニタリング調査

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
モニタリング調査による自然環境の現状把握	●	●	●	自然環境評価調査のコア地域における保安全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
特徴的な貧栄養表土の保全	●	●	●		

(2) 土地所有者との協議、要望

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
土地利用状況の把握	●	●	●	自然環境評価調査のコア地域における保安全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
土地所有者に自然環境保全への理解を得る取り組み	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

⑨ 生物の生存基盤など多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・遊水機能土地保全補助金制度については、土地所有者への補助を通じて44,278.00㎡(行谷分)の水田の保全に寄与しました。
- ・洪水調整施設(遊水地)の整備について、庁内関係課へ神奈川県としての検討状況の情報提供を行い、初期段階の道路計画との調整すべき整理ができました。
- ・平成28年8月に洪水調整施設(遊水地)の整備箇所の土地所有者へ説明会を行い、事業の説明をすることができました。

イ 課題

- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き土地所有者の理解を得ながら水田の保全をしていくことが肝要であると考えます。
- ・今後も継続的に、土地所有者や自治会等への説明により合意形成を図っていくとともに、今後の進捗について庁内関係課や関係団体へ情報提供を行い、情報共有を図っていく必要があります。また整備の検討にあたっては、周辺の営農環境、環境面及び道路計画との整合等に配慮する必要があります。
- ・細流の保全については具体的な進展がなかったため、今後取り組みを検討します。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	E	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・遊水機能土地保全補助金制度が実際に実行された。		・遊水機能土地保全事業については、引き続き地権者の理解を得ながら事業を維持・継続していききたいと思います。
・土地所有者や市民に対する積極的な広報活動は評価できる。		・今後も引き続き、洪水調整施設候補地の土地所有者の協力を得るため、整備検討状況を事業者である県とともに情報提供や説明を行っていきます。
・洪水調整施設の整備や道路計画等の情報収集が行われ、調整の準備や体制作りが進められている。		・洪水調整施設事業者と計画道路整備事業者が同席した打ち合わせをセッティングし、密に協議が行われるよう引き続き調整を続けます。
今後検討すべき課題		
・援農ボランティア制度・耕作放棄地解消ボランティア制度に関する周知がリーフレット回覧のみでは心もとない。		・平成29年度はリーフレット回覧とともに、環境フェア等のイベント時にチラシの配布を行った他、各職員より生産者から営農に関する相談を受けた際に本制度の紹介をしてもらうよう体制作りを進めてきたことにより一定の成果がありました。今後、更に広く制度の周知を図るために情報媒体での発信力の強化等を行っていきます。
・保全・整備のためには、土地所有者の意向や営農状況、環境の状態、道路計画との整合等、総合的に情報・状態を把握する必要があります。今後、どのように協力を得て、連携していくのか。その体制作りが課題である。具体的保全活動にまでは至っていない。		・保管理の前提となる特別緑地保全地区やみどりの保全地区指定について、茅ヶ崎市みどりの基本計画改定と併せて引き続き検討を進めます。計画改定後に具体的な制度適用作業に着手する予定です。 ・洪水調整施設整備検討協議の場へ関係課の同席を促し、県と関係課同士の事業調整が積極的に行われるようにしていきます。 ・神奈川県が計画している洪水調整施設の整備事業に対する対応を踏まえ、営農者や土地所有者の意向を確認しながら保全活動を検証していきます。

平成30年度の施策展開

(1) 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
土地所有者に対する援農ボランティア制度の周知	●	●	●	援農ボランティア事業 事業費【359千円】	農業水産課
遊水機能土地保全事業(再掲)	●	●	●	遊水機能土地 保全事業 事業費【21,070千円】	下水道河川 建設課

(2) 水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
洪水調整施設の設置についての検討	●	●	●	小出川整備促進事業 事業費【0千円】	広域事業 政策課
特別緑地保全地区指定の検討	●	●	●	特別緑地保全地区 指定の推進 事業費【38,337千円】	景観みどり課
みどりの保全地区指定の検討	●	●	●	みどりの保全等に 関する条例の 運用事務 事業費【37,324千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

重点施策	<p>⑩ 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】</p> <p>⑪ 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】</p>
------	---

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・市民活動団体「柳谷の自然に学ぶ会」の協力を得て、第5期「里山はっけん隊！」の1回目、2回目を開催し、子ども達や保護者に対して動植物や里山に生きる人の「おもい」を知ることで自然環境の大切さを伝えることができました。
- ・茅ヶ崎里山公園内の自然環境について、公園管理者である神奈川県をはじめとする関係者との連携により、特定外来生物アライグマの捕獲支援や茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」への参画等生態系に配慮した保全を進めることができました。

イ 課題

- ・道路整備にあたっては、引き続き地元住民や関係団体等と連携を図り、自然環境に配慮しながら、工事を進めていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・里山公園の保全については、公園でもあるので関係各位との連携も含めて保管理が機能していると思われる。「里山はっけん隊！」の開催など有意義な活動が行われ、自然環境の保全を子どもたちや保護者に訴えることができた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で季節ごとに4回開催される「里山はっけん隊！」はリピーターも多く、人気の高い事業となっております。これからの茅ヶ崎を担っていく子どもたちとその保護者に向け、豊かな茅ヶ崎の自然をアピールしつつ、保全活動の大切さを啓発してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・柳谷周辺の保全については、神奈川県の保全計画に基づき、県公園協会等の関係団体と茅ヶ崎市が連携を深め、保全の活動を進めることができた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も里山公園保全作業部会へ参画し、神奈川県公園協会、里山公園倶楽部、市民団体等と協力をしていながら、引き続き自然環境の保管理に関わっていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習事業「里山はっけん隊！」のより積極的な発展(多人数参加・多回数開催)を期待する。そのためのより前向きなPR、市民一人一人が自然環境の保全に対する高い意識を持つような工夫も必要と思われる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「里山はっけん隊！」は、会場の収容人数、職員体制等の事情により、多人数参加・多回数開催は難しい状況にありますが、事業の成果を市ホームページで発表するなど、より幅広い方々の環境意識の向上につなげる工夫を行っています。また、より多くの方に参加していただけるような新たなプログラムも検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ・コア地域「柳谷」について、動植物の生態系の保全を図るため、湧水や水系の管理と保全を進めていくことが大切である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・生態系管理の実施や里山公園内外での工事及び作業においては、生物多様性を配慮した上で実施されていよう、引き続き保管理計画に従って、里山公園保全作業部会で協議等しながら、有効な自然環境の保全活動を継続していきます。

平成30年度の施策展開

(1) 神奈川県と連携した茅ヶ崎里山公園の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画(神奈川県作成)」に基づく 県・市民団体・市による活動の推進(再掲)	●	●	●	自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」への参画	●	●	●		

(2) 公園周辺地域の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
周辺地域における自然環境配慮方法(道路整備等)の打合せ	●	●	●	県立茅ヶ崎里山公園 外周道路整備事業 事業費【136千円】	広域事業 政策課

(3) まとまりのある樹林地等の良好な里山景観の保存

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
環境学習事業「里山はっけん隊！」を通じた里山の魅力の周知	●	●	●	環境学習支援事業 事業費【182千円】	環境政策課
生け垣の築造への助成	●	●	●	民有地緑化推進事業 事業費【300千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 ⑫ 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・柳島地区の希少植物の保全を行なうとともに、キャンプ場利用者に対し、自然環境の紹介、学習の機会の提供し、キャンプ場スタッフにも希少植物について研修を行い、地区の自然を周知することができました。
 - ・海岸管理者である神奈川県が継続的に養浜事業を行っており海岸侵食による砂浜の減少を防止できました。
- また、国・県へ要望を行った結果、継続して養浜事業が実施されることとなりました。

イ 課題

- ・キャンプ場の閑散期の利用者を増やす努力等をし、周知を図る対象者も増やしていきます。
- ・大量に投入する養浜材から外来種の種子を取り除くことは物理的に難しい面があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・海岸植生や希少生物を保全しつつ、環境学習の場として提供している。		・希少植物等を保護するエリアについて、協働推進事業によって保全することができました。環境学習となるイベントも実施しており、平成30年度の指定管理者にも環境学習となるイベント実施を求めています。
・市の要望により国・県の養浜事業が継続されたことは成果である。		・神奈川県水産技術センター相模湾試験場による海底や底生生物調査を継続して実施し、養浜による海岸環境、生態系への安全性調査を行いながら養浜事業の継続を要望していきます。
・キャンプ場スタッフ等の現場に携わる人に研修が実施されたことは好ましい。一般市民等へ自然環境に対する生の声が伝承されることは重要である。		・平成29年度は自然環境についての話し合いの場を設けることができませんでした。平成30年度の指定管理者のプレゼンに地域住民及び団体との意見交換をする機会を設けるとのことだったため、今後は生の声が伝えられることを期待しています。
今後検討すべき課題		
・引き続き、キャンプ場の閑散期の利活用促進を検討すること。		・閑散期について、平成28年度に前年度比10%以上稼働率を上げました。今後も引き続き魅力あるイベントの提供を検討していきます。
・海岸侵食対策事業は国・県に頼る部分がほとんどなので、市として継続的に要望・協議されなければならない。		・今後も、現状を確認しつつ、県との協議を踏まえ、状況に応じた養浜を実施していただけるよう、県に引き続き強く要望していきます。
・市民活動団体「認定NPO法人 ゆい」との継続的協力関係が望まれる。		・平成29年度も「認定NPO法人ゆい」と協定を結び、海浜植生の保全再生活動を推進しています。

平成30年度の施策展開

(1) 海岸侵食による砂浜の減少防止

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
養浜事業	●	●	●	海岸侵食防止 対策事業 事業費【3,325千円】	農業水産課
国、県に対する養浜事業推進の要望	●	●	●		

(2) クロマツ林や海浜植生の保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
現地のモニタリング調査及び保全管理	●	●	●	自然環境評価調査の コア地域における 保全管理の推進 事業費【287千円】	景観みどり課
海浜植生を移植した植栽帯の管理	●	●	●		
計画に基づく柳島キャンプ場内の海浜植生保全	●	●	●	柳島キャンプ場管理 運営事業 事業費【0千円】	公園緑地課
ミニコミ自然ミュージアムの管理	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.2

コア地域をつなぐみどりの保全と再生

目標3

緑被面積(人工草地(※)を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5% (約1,019ha)以上確保します。

【目標担当課:景観みどり課】

※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度には市域の35.2%でしたが、平成17年度には市域の31.0%となっています。このまま推移すると平成32年度には、市域の25.8%程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により、市域の28.5%以上確保することを目標としています。

目標4

経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

【目標担当課:農業水産課】

※平成19年度の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度には、335ha程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により348ha確保することを目標としています。

重点施策⑬

コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

重点施策⑭

農業支援による農地の保全・再生

重点施策⑮

耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

重点施策 ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・グリーンバンク制度を継続的に実施することで、市民にみどりの提供を図るとともに、街路樹の適正な剪定等を行うことで、市内のみどりの保全を行いました。
- ・遊水機能土地保全事業については、土地所有者への補助を通じて413,289.51㎡の水田の保全に寄与しました。
- ・市指定重要文化財(天然記念物)である「鶴嶺八幡社の参道及び参道松並木」において、緊急に松の樹形の整備が必要となった際に、参道の景観をできるだけ維持できる方法を、文化財保護審議会の委員の方々からご教示いただきながら保護管理を行いました。
- ・レンゲ草種子を市内の水田143aに播種していただき、景観形成の向上と緑肥による地力の向上を行いました。
- ・鉄砲道の街路樹リニューアルを実施しました。引き続き平成29年度も事業を実施する予定です。
- ・「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の改正により緑化が必要となる特定開発事業の対象を拡大しました。平成29年4月より運用を開始します。

イ 課題

- ・街路樹の剪定等において、市民の剪定希望が多く、今後剪定希望箇所数が増えることが考えられると、優先順位を検討しなければなりません。また、藤沢市との市境における同時期の剪定は今後の課題となっています。
- ・千ノ川流域整備については、「千ノ川整備実施計画」に基づき護岸整備を実施しながら、周辺環境への配慮が必要です。
- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き土地所有者の理解を得ながら事業を維持・継続していくことが肝要です。
- ・近年の酷暑や台風等の風水害、また都市化や塩害等、生育に厳しい環境があります。
- ・レンゲ草をすき込むことで地力の向上が確実に認められると利用者からご意見をいただいておりますが、地力が上がりすぎたことにより、今年度は利用を辞退した方がいました。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・コア地域やまとまった自然を拠点として、それをつなぐ緑地の保全について、具体的な対策が挙げられ、実行されている。また、生け垣や老木・銘木は個人での維持管理が難しいが、助成を行うなど市としてサポートする体制が整っている。		・引き続き、コア地域をつなぐみどりの保全・再生・創出に寄与する取り組みを推進していきます。
今後検討すべき課題		
・街路樹剪定については関係各位との調整(突発事案に対する対応)ができる柔軟性をもった計画策定が必要である。		・街路樹の倒木等の突発事案への柔軟な対応や、市域全体の計画的な管理を図るため、平成30年度からの提案型民間活用制度の導入を目指し、民間事業者の募集、選定を実施しました。
・事業の検討と見直しは常に行いつつ、より効果的な事業へと発展させていくことが望ましい。		・各制度がより効果を発揮するよう運用を併せて見直しを検討していきます。
・既にもどりが失われてしまった地域について、長期的な計画のもと、新たなみどりのネットワーク化を推進してほしい。		・平成30年度に改定を予定しているみどりの基本計画において、みどりの機能や立地特性に合わせてみどりの保全・再生を推進する施策を位置づけたいと考えています。

平成30年度の施策展開

(1) 斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
レンゲ草種子配布による農地の保全	●	●	●	水田保全対策事業 事業費【170千円】	農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	●	●	●	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【37,324千円】	景観みどり課
海岸のみどりの保全と再生	●	●	●	みどりの基本計画推進事業 事業費【5,165千円】	
斜面林の保全	●	●	●	公園緑地等管理運営事業 事業費【76,319千円】	
街路樹の管理	●	●	●	公園・街路樹等剪定・除草業務事業(提案型民間活用制度事業) 事業費【54,182千円】	公園緑地課
遊水機能土地保全事業(再掲)	●	●	●	遊水機能土地保全事業 事業費【21,070千円】	下水道河川建設課
指定文化財(天然記念物等)の保護管理	●	●	●	文化財保護管理事業 事業費【7,923千円】	社会教育課

(2) 生物多様性に配慮した新たなみどりのネットワークの創出

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
生け垣の築造への助成(再掲)	●	●	●	民有地緑化推進事業 事業費【300千円】	景観みどり課
グリーンバンク制度	●	●	●	樹木センター維持管理事業 事業費【845千円】	公園緑地課
(仮称)歴史文化交流館整備事業における自然環境への配慮	●	●	●	(仮称)歴史文化交流館整備事業 事業費【39,277千円】	社会教育課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 ⑭ 農業支援による農地の保全・再生
 ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・営農活動を継続していただくために援農ボランティア活動を9戸の農家に対し、18件のボランティア斡旋を行い、15件が新規成立しました。また、耕作放棄地解消ボランティア活動は、市内3か所所で実施し、解消後は3か所とも市民農園の新規開設となりました。
- ・農地保全策としては、意欲ある営農者や新規就農者への農用地利用集積を行うとともに、援農ボランティア制度の運用や、市民農園新規開設支援等により、良好な農地の保全を行い、農業生産基盤を守るため、農業用排水路の維持、整備を進めました。
- ・各種事業を推進することで、市民の農業への理解を深めました。また、地産地消を推進し農業振興を図りつつ、農地を保全するため、新規就農者支援や農業経営基盤強化促進法に基づく農地斡旋を積極的にを行いました。

イ 課題

- ・国の制度改正に伴う様々な体制整備や事務手続きが発生しており、制度の安定的運用ができるよう、調整や手続きが必要です。
- ・農家の高齢化、後継者不足による遊休農地の増加傾向は進んでおり、耕作されない農地に対して体験ほ場や市民農園等の活用を勧めても、先祖代々の土地を他人に貸すことに強い抵抗を感じる方が多くいらっしゃるが現実ではありますが、丁寧な説明と信頼関係の構築を行っていきます。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・援農ボランティア制度・耕作放棄地解消ボランティア制度においての斡旋案件に対し高率な実績が得られた。		・援農ボランティア制度に関しては、前年度にボランティア登録者の意向調査等を実施し、ボランティアと農業者のマッチングを効率的に進められたこと、また耕作放棄地解消ボランティア制度に関しては、解消作業等のスケジューリング調整を迅速に実施できた成果であると考えます。農業を巡る状況も変化している中で、今後、援農ボランティア制度に関しては引き続き運用を続けていき、耕作放棄地解消ボランティア制度に関しては農業委員会と連携しつつ異なる形での支援をできるよう検討していきます。
・利用状況調査が実施されたことは今後の保全計画が実行される上で全ての基礎となる大きな成果である。		・遊休農地の発生防止・解消のため、農地法に基づいて今後も調査を継続していきます。また、その結果をうけて意欲ある営農者や新規就農者への農地斡旋を行っていきます。
・農地の貸し借りまで踏み込んだ支援を行うことは良い。		・農地の荒廃化を防ぐためには、農地を適正に管理できる農業者等へ農地を斡旋することが重要だと考えています。今後も農業委員会事務局と連携し、農地の貸し借りの支援に尽力していきます。
今後検討すべき課題		
・各種制度の安定的運用のために調整や手続きの簡素化が望まれる。		・農地の斡旋については、荒廃農地が増えないように厳密な審査が必要であると考えますが、農業の実状を鑑みて、各種制度の必要な手続き、簡素化できるものについては手続き等の見直しを実施していきます。
・現業農家・土地所有者から信頼され理解を得ることが必要である。		・各種事業や制度の推進、また農地の貸し借り等に関しては市が農業者と土地所有者の仲介役を果たす必要がある中で、各種制度や事業の説明等を適切に行っていきます。
・遊休農地の活用については、他市に学ぶところはないか検討する余地がある。援農者として法人も検討できないか。		・遊休農地の活用に関してはご指摘のとおり、他市等の事例を情報収集し、活用方法の選択肢を増やすようにしていきたいと思えます。また、法人への農地の貸出に関しては、かながわ農業アカデミーが総合窓口となり、市としても参入支援に努めているところです。今後も市が仲介役となり、地域の農業者への事前説明を丁寧に行うなど、地域との調和の観点からも支援するようになっていきます。
・国の制度改正に伴う調整を早急に進めること。		・平成27年度に施行された都市農業振興基本法に基づく本市の計画策定、都市計画法、生産緑地法、都市緑地法の改正が行われるなど、近年都市農業を巡る環境に大きな変化が見られる中で、今後、関係法令の調整を丁寧に進めていきます。

平成30年度の施策展開

(1) 農地の継続利用を促すための農業支援

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
援農ボランティアの斡旋	●	●	●	援農ボランティア事業	農業水産課
援農ボランティア育成講座	●	●	●	事業費【359千円】	
かながわ農業サポーターの支援	●	●	●	認定農業者・農地 利用集積事業	
「人・農地プラン」による農地の保全・有効活用	●	●	●	事業費【10,635千円】	
農業使用低減や土壌改良、水田景観の保全をねらいとした緑肥 推進事業	●	●	●	水田保全対策事業 事業費【170千円】	
農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出 と地権者への交渉	●	●	●	認定農業者・農地 利用集積事業	
意欲ある営農者や新規就農者への農用地利用集積	●	●	●	事業費【10,635千円】	
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定	●	●	●		
JAとの連携	●	●	●	農産物地産地消 推進事業 事業費【19,705千円】	
農地中間管理機構からの依頼業務	●	●	●	農地保全管理事業 事業費【5,199千円】	

(2) 耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
農業・漁業体験プロジェクトでの遊休農地の活用	●	●	●	農産物地産地消 推進事業 事業費【19,705千円】	農業水産課
市民農園の新規開設支援	●	●	●	市民農園・家庭菜園 事業 事業費【660千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1

市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標5

平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標6

保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課:景観みどり課】

重点施策⑩

自然環境の保全に向けた条例の制定

重点施策⑪

保全すべき地域の指定

重点施策⑫

自然環境庁内会議の効果的な運用

重点施策 ⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定
 ⑰ 保全すべき地域の指定

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

・茅ヶ崎市みどり審議会を中心に条例見直しの検討を行い、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」として取りまとめるとともに関連要綱等の整備を行い、自然環境の豊かな地区を保全するための新たな制度を位置づけました。また、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の改正により、緑化が必要となる特定開発事業の対象を拡大しました。

イ 課題

「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけた制度を運用し、自然環境を保全していく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・12年ぶりに「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が改正された点は評価できる。		・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられている保存樹林・樹木制度やみどりの保全地区制度の指定を推進していきます。
・自然環境評価調査が定期的に行われ、その結果を公表して情報開示をしている。		・第3回自然環境評価調査の結果を平成30年3月に取りまとめる予定です。調査結果についても周知を行っていきたくと考えています。
・広報ちがさき特集号の発行は市民への周知活動として効果的であった。		・より市民の皆様にも周知できるよう、広報ちがさきや市ホームページ活用して茅ヶ崎の豊かな自然を啓発していきます。
・特定開発事業における緑化対象事業の拡大が行われた。		・引き続き「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づくみどりの創出を推進していきます。
今後検討すべき課題		
・保全すべき地域の指定までには至っていない地域が多くある。 ・重点施策2の進捗に関わるため、早急に整備・運用を進める必要がある。		・特別緑地保全地区保全地区の指定や、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられているみどりの保全地区制度の指定について、茅ヶ崎市みどりの基本計画改定と併せて引き続き検討を進めます。
・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」を、周知するとともに、より具体的な自然環境保全の取り組みに展開することが課題である。		・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられている保存樹林・樹木制度やみどりの保全地区制度の指定を推進していきます。

平成30年度の施策展開

(1) 自然環境を保全するための条例運用

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の運用	●	●	●	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【37,324千円】	景観みどり課

(2) 保全すべき地域の指定

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に位置づけられたみどりの保全地区制度の運用	●	●	●	みどりの保全等に関する条例の運用事務 事業費【37,324千円】	景観みどり課

(3) 貴重な自然環境を有する地域の周知

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
自然環境評価調査の結果集計と公表結果	●	●	●	自然環境評価調査業務 事業費【40千円】	景観みどり課
広報紙やホームページを通じた周知	●	●	●	自然環境評価調査のコア地域における保全管理の推進	
観察会等の開催	●	●	●	事業費【287千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 ⑩ 自然環境庁内会議の効果的な運用

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

・課題解決に向けた議論と情報交換を行ったことで、会議以外の場でも情報連携が深まりました。

イ 課題

・市内に残された貴重な自然環境の保全のため引き続き積極的な議論と情報交換を行う必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・定期的に自然環境庁内会議が開催され、情報交換が行われている。		・平成29年度も月1回開催し、自然環境の保全に向けた情報共有及び対応の検討を行いました。
今後検討すべき課題		
・庁内会議で得られた情報を応用したり、その成果が見えるようにしてほしい。		・平成29年度には、ある事案について複数課で連携して迅速に対応にあたるなど、連携の強化に努めました。また、公共事業に関する情報共有のあり方について検討しています。

平成30年度の施策展開

(1) 自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議運営

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
定例会(月1回)、臨時会の開催と市内の自然環境に関する課題解決への検討・協議	●	●	●	土地利用行為に伴うみどりの保全・創出に関する指導事務 事業費【0千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.2

生物多様性の保全方針の策定

目標7

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。

目標8

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

【目標担当課:景観みどり課】

重点施策⑱

生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定

重点施策⑳

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

重点施策

⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・(仮称)生物多様性地域戦略策定の基礎データとなる自然環境評価調査を実施しています。第1回の調査から約10年での指標種や準絶滅危惧種等の生息・生育状況を踏まえた検討を行います。自然環境評価調査については、新たな調査員もスムーズに調査にご参加いただけるよう引き続き支援します。
- ・平成27年度に実施した市職員による自然環境調査の一部をHPで公開するとともに自然環境評価調査員に情報提供をしました。

イ 課題

- ・(仮称)生物多様性地域戦略とガイドライン策定のため、自然環境評価調査の内容を精査し、みどりの基本計画改定に向けて計画に取り込んでいく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	D	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境評価調査員の養成と支援がなされており、自然環境評価調査が継続的に実施されている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回自然環境評価調査の結果を平成30年3月に取りまとめる予定です。調査結果についても周知を行っていきたくと考えています。また、調査員の養成に向けた取り組みについても検討していきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境評価調査を精査すること、分析結果をガイドライン作成に効率的に活用することが望まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回自然環境評価調査での評価結果については、みどりの基本計画改定や個別施策に活用したいと考えています。

平成30年度の施策展開

(1)「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定と協働による推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	●			みどりの基本計画 推進事業 事業費【5,165千円】	景観みどり課
自然環境評価調査の結果集計と公表(再掲)	●	●	●	自然環境評価 調査業務 事業費【40千円】	

(2)生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインの作成

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
生物多様性に係るガイドラインの作成	●			みどりの基本計画 推進事業 事業費【5,165千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

施策の柱3.1

4Rの推進

目標9

市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。

【目標担当課:資源循環課】

※平成20年度(2008年度)時点での市民1人あたりの資源物を除いたごみの排出量は763gとなっています。

目標10

リサイクル率(※)を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。

【目標担当課:資源循環課】

※ごみの排出量に占める資源物の割合。①資源ごみとして回収したもの、②収集後の選別処理により回収したもの、③焼却灰の溶融化量等をごみ排出量で除したもの。

重点施策⑲

リフューズ(要らないものを買わない・断る)

重点施策⑳

リデュース(ごみの排出を抑制する)

重点施策㉑

リユース(繰り返し使う)

重点施策㉒

リサイクル(資源として再生利用する)

重点施策

㊦ リフューズ(要らないものを買わない・断る)

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・市内小中学生のごみ削減に関する意識を図り、今後の施策に生かしていくため、小4・中2を対象に「お買い物袋アンケート」を実施しました。
- ・大型店のレジ袋辞退者数がマイバッグ推進会議設立当初から約5倍に増える等、マイバッグで買い物をするという行為が一般的になったことから、これまでレジ袋削減運動及びマイバッグ運動を推進してきた当該会議が、当初の目的を達成したと判断し、平成28年5月に解散しました。それ以降については、市が中心となってこれまでマイバッグ推進会議が行っていた事業を引き継ぎ実施しています。
- ・環境フェア、レインボーフェスティバル、エコルとリサルの4日間で4Rについて啓発活動を行い、エコルとリサルの4日間では商店会連合会による傘バッグの作り方教室を行いました。

イ 課題

- ・マイバッグ持参については、市民に十分に意識が浸透したことからマイバッグ推進会議が解散しましたが、今以上のレジ袋削減を図るには新たなアプローチが必要となります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・アンケートの実施、啓発活動などを確実にやっているところは評価できる。その結果、レジ袋の辞退が浸透していることが確認できているのはさらに良い。		・平成29年度より、自治会や小学校を対象とした意見交換会や出前講座等、直接市民等と対話する形での啓発活動に力を入れており、今後もこの中でマイバッグ運動など、「リフューズ」についての啓発を行います。
今後検討すべき課題		
・ごみの排出量及びリサイクル率の目標達成は、楽観を許さない状況であり、リフューズの意味である「断る」文化が定着するよう、さらなる啓発に継続的に努めることが重要である。		・リサイクル率の目標達成に向け、自治会や小学校を対象とした意見交換会や出前講座等、直接市民等と対話する形での啓発活動を通して「リフューズ」についての啓発を行います。
・簡易包装の奨励等、「リフューズとは、具体的にどのようなことをするのか」についての情報提示を通じ、理念を広めるべく啓発を続けると良いだろう。		・自治会や小学校を対象とした意見交換会や出前講座等、直接市民等と対話する形での啓発活動を通して「リフューズ」についての啓発を行います。

平成30年度の施策展開

(1)リフューズを念頭に置いた生活様式の定着に向けた啓発事業の推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
マイバッグ持参の推進に向けた啓発活動	●	●	●	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	資源循環課
市内事業者へのレジ袋削減の協力呼びかけ	●	●	●		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発事業	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

トピックス

使用済小型家電の回収を行っています。

市では、携帯電話などの小型家電に含まれている金や銀、プラチナなどの希少金属(レアメタル)をリサイクルするため、使用済小型家電を専用ボックスにて回収しています。



回収ボックスは、市役所、小出支所、各公民館などに設置しています。

また、平成28年8月より、イオン茅ヶ崎中央店、イオンスタイル湘南茅ヶ崎でも使用済小型家電の回収を開始しました。



「ごみ通信ちがさき」秋号(平成29年10月1日発行)

主な掲載内容

茅ヶ崎市のごみ排出量とリサイクル率の推移ごみ減量化 プロジェクト

- ・紙類をきちんとリサイクルしよう！
- ・正しく分別！古紙は種類ごとに分けて出そう！
- ・厨芥類を減らす工夫をしてみよう！
- ・食品ロスってなあに？
- ・意外と多い？ 外出時の食べ残し

INFORMATION

- ・一般廃棄物処理手数料の一部を改訂します
- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助金の補助率が変わります
- ・プラスチック製容器包装類のぎ・も・ん！？
- ・安心まごころ収集制度をご利用ください

重点施策 ㊸ リデュース(ごみの排出を抑制する)

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・市民まなび講座の環境学習に関するメニューを見直し、自治会向けの学習会を実施して分別意識を高めました。
- ・事業系ごみの多量排出者に対しては、事業所を訪問して調査・指導を行うことにより、分別の徹底、事業系廃棄物の排出抑制を行いました。
- ・家庭ごみの減量化・資源化については、自治会や学校に対する出前講座を充実させることにより、前年以上に啓発を行いました。

イ 課題

- ・ごみの減量化・資源化については、家庭系ごみについては、ごみ通信ちがさき等を通じて啓発を行い、事業系ごみについては事業所訪問により指導啓発を行っていますが、減量が進まないことから、これまで以上に啓発に力を入れていく必要があります。
- ・給食残さ堆肥化事業については、農業者の高齢化等により、規模拡大は望めない状況であり、事業継続のためには規模の縮小も視野に入れた検討が必要となっています。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・学習会、出前講座の充実など、啓発活動を継続的に行っていることは評価できる。		・学習会や出前講座等、市民と直接対話する形での啓発活動を今後も続けていきます。
・現在の施策メニューをしっかりと実施しているのは良い。		・地道な活動ではありますが、ごみ減量には市民及び事業者の意識に訴えることが基本と考えており、引き続き啓発活動を行います。
今後検討すべき課題		
・啓発だけでは家庭ごみは減らないこともあり、その他の施策(可燃ごみ有料化など)も、他市の事例を参考にしつつ、継続的に検討することが必要である。		・ごみの減量化には、啓発、新たな資源化施策及びごみ処理有料化など検討を進めるべき施策があり、他市の事例を十分に研究しつつ、検討していきます。
・生ごみ処理機等、現行の手段の推奨に加え、多様な方法を紹介し、効果を説明し、広報するのも啓発となるだろう。		・家庭から出るごみの多くを占める厨芥類(生ごみ)の削減は、ごみの削減に大きく影響するため、厨芥類の削減方法や効果について、随時情報提供していきます。
・学校給食残さ堆肥化事業について、事業を進めるためには、市内にとどまらず、各種団体との広域的な連携を検討しても良いかもしれない。		・学校給食残さの資源化については、調整検討すべき事項が多くあることから、引き続き効果的な方法について検討していく予定です。なお、現在の堆肥化事業については一旦休止し、全小学校の給食残さを資源化していく施策を検討します。

平成30年度の施策展開

(1) ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み内容の周知と行動改善の促進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	●	●	●	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	資源循環課
生ごみ処理容器、家庭用電動式生ごみ処理機の普及啓発、購入補助	●	●	●		
コンポストの工夫や使用方法の発信、購入者に対するアフターフォロー	●	●	●		

(2) 子どもを中心とした学習機会の充実

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
小中学生を対象とした出前講座の実施	●	●	●	ごみの減量化・資源化に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	資源循環課

(3) 事業者に対する簡易包装やばら売りの推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
ごみ減量・リサイクル推進店の周知と加入促進	●	●	●	ごみの排出抑制 推進事業 事業費【37,727千円】	資源循環課
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン	●	●	●		

(4) 一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画に基づく可燃ごみ減量への取り組み

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
家庭ごみの有料化検討	●	●	●	家庭ごみ有料化導入 の検討業務 事業費【16,045千円】	資源循環課
学校給食残さ資源化事業の検討	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 **㊸ リユース(繰り返し使う)**

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・不用品登録制度については、制度成立当初は行政の担う部分が多くありましたが、インターネットオークションやリサイクルショップ等の普及もあり、登録件数の減少が続いています。これらの社会環境が整ってきたことにより行政で行う取り組みは一定の成果を上げたと考えられます。
- ・今年度より500円以上の寄附のご協力についてお願いをしたところ、平成27年度の寄附額65,864円から平成28年度は182,368円と大幅に増加しました。
- ・環境フェア2016においてFKP(古本回収プロジェクト)を開催したところ、フェア当日に雨が降り、回収量が伸び悩んだところ、フェア終了後に運営委員の子どもたちが自主的に学校全体に呼びかけを行い、結果として前年度を大きく上回る冊数を回収できました。子どもたちのリユースに対する関心の大きさが自主的な活動に繋がり、イベントを成功させました。

イ 課題

- ・再利用可能な生活用品の情報を提供し、資源の有効利用とごみの減量化の推進を目的に実施してきました。しかしながら、インターネットオークションの普及や登録件数が減少していること、4Rと重複する部分があること等を踏まえ、改めて成立件数の推移等を検証し、事業縮小・廃止等を含めた検討する必要があります。
- ・リサイクル推進店については、認定された後のPR事業や、啓発等の情報発信を検討し、より市民や事業者へ周知していく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する 環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的にも一般化されつつあるリユースが、市民によって取り組まれるようになってきているのは成果の一部といえる。 ・報告書で挙げている取り組みのほか、市とNPO法人が連携してリユース事業を行う等、市民の日常的な感覚の中にリユースが浸透していることが評価できる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを介したリユースの定着がなされている中、行政でなくては対応できない部分について、研究をしていく必要があると考えています。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの普及によるリユースの社会的な定着が見られても、それによりリユース施策を縮小・廃止すべきではない。 ・今後はさらに、リユースを促進すべく、多様な施策・手段(例:インターネットを介さない口コミの活用)を見つけていく必要がある。たとえば、学校の制服等、地域性の高いものを流通させる場合には、市による事例紹介や場所の提供が有効となるだろう。 また、フリーマーケットやイベントのいっそうの活用により、リユースと結びつけていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・社会状況の変化により、その役割を果たしたと考えられる施策は、効率・効果の観点から縮小・廃止し、時代に合った取り組みを実施すべきであると考えます。環境フェア2017ではFKP(古本回収プロジェクト)を実施するほか、飲食店ブースにおいてリユース食器を活用し、リユースの手段としてPRしました。今後も、「ごみ通信ちがさき」等を通じて、リユースに関する情報提供を行います。

平成30年度の施策展開

(1) 家庭用品の再利用促進、各種制度や取り組みの運営推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
不用品登録制度(不用品バンク)の周知と推進	●			不用品登録制度 事業費【0千円】	市民相談課
FKP(古本回収プロジェクト)	●	●	●	環境フェア開催事業 事業費【1,055千円】	環境政策課
出前講座や環境学習の実施	●	●	●	ごみの減量化・資源化 に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	資源循環課
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン(再掲)	●	●	●	ごみの排出抑制 推進事業 事業費【37,727千円】	

(2) リユースについての情報集約・発信

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発(再掲)	●	●	●	ごみの減量化・資源化 に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	資源循環課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策

㊦ **リサイクル(資源として再生利用する)**

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・ごみ通信ちがさきや市民まつり、環境フェア等を通じて、生ごみ処理容器等の周知啓発を行ったところ、生ごみ処理容器69台の幹旋と、家庭用生ごみ処理機34件に対する補助を達成しました。
- ・使用済小型家電回収事業については、回収ボックスの設置場所を前年度の26拠点から29拠点到増設し、約3tの回収量を達成しました。
- ・市民まつりや環境フェアにおいて子供向けにゲームを実施し、遊びを通して子どもに適正分別の意識向上を図ることができました。
- ・生ごみ処理容器の利用についての案内を行った結果、平成28年度に新たに家庭菜園3か所で利用されました。

イ 課題

- ・適正分別のポイントは、紙ごみであるため、紙ごみに的を絞った周知啓発方法の研究、検討が必要です。
- ・家庭菜園は、利用区画面積が限られているため、面積的に余裕がなく、コンポストの設置が困難なのが現状です。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル展示室の活用、周知の徹底、啓発活動、使用済小型家電回収事業といったメニューが、着実に、継続的に行われていることは評価できる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化・資源化のため、地道ではありますが、引き続き、様々な活動を展開していきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の小中学校で、リサイクルについての啓発や、環境教育の整備をさらに行うと、さらに効果が表れるだろう。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現在も市内小学校を対象として出前講座を実施しておりますが、よりよい内容となるよう資料等の質を向上していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残さの熔融固化については、市民向けに、いっそうの情報提供や情報公開が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の年次報告で熔融固化等再資源化量を公表しています。平成28年度ごみ通信春号特集記事で掲載したように、スポット的な広報周知方法で的確な広報媒体を活用し、平成30年度以降、よりいっそうの情報提供や情報公開に努めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、リサイクル情勢の変化に対応できるように、課題の設定について検討をする必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル情勢の変化については、日頃から他市及び関係機関との情報交換や各種協議会からの情報提供により、研究を進めます。

平成30年度の施策展開

(1) 資源物における分別品目の拡充と情報発信

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
使用済小型家電の収集	●	●	●	資源化促進事業 事業費【248,000千円】	資源循環課
剪定枝の資源化検討・研究	●	●	●		
インクカートリッジ里帰りプロジェクト	●	●	●	省エネルギー及び 地球温暖化対策に 対する普及啓発事業 事業費【476千円】	環境政策課
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓 発(再掲)	●	●	●	ごみの減量化・資源化 に関する啓発事業	資源循環課
適正分別のための啓発、情報提供	●	●	●	事業費【1,593千円】	

(2) 食品残さの循環と実施可能な資源化施策の推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
家庭菜園利用者に対するコンポストの利用案内	●	●	●	ごみの減量化・資源化 に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	資源循環課
学校給食残さ資源化事業の検討(再掲)	●	●	●	家庭ごみ有料化導入 の検討業務 事業費【16,045千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.2

地域資源を活かす地産地消の推進

目標11

地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。

*ここで掲げる地元農畜水産物を取り扱う店舗とは、「茅産茅消応援団」参加店舗数を指します。

【目標担当課:農業水産課】

目標12

学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。

【目標担当課:学務課】

目標13

環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。

【目標担当課:農業水産課】

重点施策⑳

地産地消の推進

重点施策㉑

環境に配慮した農業の普及推進

重点施策 ㊦ 地産地消の推進

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・保育園給食の中でできる限り使用することで、地産地消の推進を図ることができました。
- ・学校での農業活動にも協力を頂いている三翠会よりタゲリ黒米を購入して学校給食に使用し、学校栄養職員への研修も実施したことにより、献立作成者である学校栄養職員の地域の農業についての理解を深め、児童への情報提供についても、より具体的なものとすることができました。
- ・実際に目にしたり、手にしたり、口にしたり、体験したりということで、茅ヶ崎産農畜産物の魅力を知っていただくための様々な事業、イベントを開催することで、市民への地産地消の意識の向上を図るとともに、農業に対する理解を深め、2市1町で「湘南ポモロン」の開発に取り組み、魅力発見ツアーも行いました。

イ 課題

- ・天候等の影響により学校給食における地場産農水産物の使用品目は12品目へと減少しましたが、学校給食での地場産物の利用率は、茅ヶ崎の農業の状況から考えて、十分に高いものであると考えられます。しかし、給食だけでのみ、今以上の茅ヶ崎産食材を使用することは、生産者、市場等にも多大な負担となり、本来の地産地消の目的に沿うものではないと思われます。給食での地産地消は、茅ヶ崎の農業にあり方に寄り添い進められるものであるため、今後、茅ヶ崎の農業がどのような方向を目指すかについて、継続的な検討と取り組みが求められていると考えます。
- ・地産地消の推進は、継続した事業展開が必要であり、事業の定着化を図ることも大事なことでありと考えます。また、今後も見える化を推進していく必要があると考えています。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点施策に掲げられている活動が、本市域できちんと展開されている点が評価に値する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、地産地消推進のための取り組みを進めていきます。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業は環境との重要な接点があるため、そろそろ、環境面から地産地消を再考するような課題設定や施策の検討をしてもよいのではないかと。 また、農業と自然との関連づけに留まらずに、茅ヶ崎市の地産地消が環境評価としてどのような位置づけにあるか、限界が見える部分はないか、その踏み込んだ評価をしてもよいのではないかと。たとえば、食べることを含む市民の学習や体験とも連動させ、地産地消を見直すといった形で、多様な観点を採用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で採れたものを地域で消費する「地産地消」の推進は、地域の産業を活性化するとともに、輸送に伴う環境負荷低減にも寄与する取り組みです。環境フェア2017では、「エコマルシェ」として、茅ヶ崎産野菜の即売会や市内の飲食店による茅ヶ崎の食材を使用したメニューの提供を行い、「環境にやさしい茅産茅消」をアピールしました。今後も「地産地消」の環境面におけるメリットについて、周知啓発を続けます。 	

平成30年度の施策展開

(1) 学校給食における地産地消の推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
保育園給食における地場産野菜などの使用	●	●	●	児童指導育成事業 事業費【55,283千円】	保育課
地場産野菜と水産物の継続的な使用	●	●	●		
全校共通による地場産食材を使用した献立の提供	●	●	●	学校給食の管理及び 運営等に係る事務 事業費【24,652千円】	学務課
茅ヶ崎産新米を使った給食を提供	●	●	●		
児童や保護者への地場野菜使用の周知	●	●	●		
栄養士による茅ヶ崎の農業についての学習、生産者・市場等との 連絡調整	●	●	●		

(2) 市内における地産地消の取り組み、方法等の紹介と、地場産農水産物・加工品の利用促進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
市内飲食店組合に対する茅産茅消応援団への参画呼びかけ	●	●	●	農産物地産地消 推進事業 事業費【19,705千円】	農業水産課
地産地消の周知	●	●	●		

(3) 生産者と地域住民との交流、地場産農水産物・加工品を販売する機会の拡充

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
買い物ツアー、各種品評会、展覧会、園芸講習会などを通じた 地産地消の推進	●	●	●	農産物地産地消 推進事業 事業費【19,705千円】	農業水産課
海辺の朝市の支援	●	●	●		
道の駅を見据えた商品開発における連携	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 ㉔ 環境に配慮した農業の普及啓発

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

・給食残さを堆肥化して栽培した野菜は、夏場の長雨等により非常に生育が悪かったが、小学校1校への提供ができました。

イ 課題

・環境保全型農業支援補助金が平成27年度の法改正により、支援対象が個人から団体へなったことから、支援件数が減少したため、引き続き各種補助金等により支援を行う必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・農業の重要性を考慮し、また、人が食生活を継続するためにも、本施策は意義が大きい。従い、施策の設定そのものは、不可欠である。		・食糧自給率の低下や食の安全への不安等が叫ばれている中で、一次産業である農業の振興は必要不可欠なものであると認識しており、今後も農業者が継続して農業を営むことができるよう支援していくとともに、農業の重要性を市民の方々に発信していきます。
今後検討すべき課題		
・エコファーマーに対する本施策の意図の説明（場合により教育）をさらに徹底し、市とエコファーマーとの連携を強化する必要がある。また、適切な人に適切な支援が提供できるよう、助成制度のあり方について再検討しつつ、普及・啓発を行う必要がある。		・環境保全型農業支援補助金の法改正に伴い、制度の支援範囲が狭まってしまった中で、どのようにすれば支援が受けられるか、他の自治体等の対応も参考にしつつ、関係機関と調整を行ってまいります。また、助成制度に関しては、その内容や対象を精査し、農業者に適切な支援をしていきます。
・今後は、農業の教育効果も把握し、学習機会に繋げる必要もある。		・市内教育機関でも農業を通じた食育等のニーズが高まっている中で、都市農業の利点を活かし、食育等の学習機会を増やせるようにしていきます。

平成30年度の施策展開

(1)環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
緑肥推進事業	●	●	●	水田保全対策事業 事業費【170千円】	農業水産課
市内小学校への堆肥の提供で畜産及び堆肥、循環型農業の学習機会の提供	●	●	●	畜産振興事業 事業費【2,343千円】	
生産組合長回覧等を通じた環境保全型農業直接支援対策事業の周知	●	●	●	農業嘱託員に関する事業 事業費【2,184千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1

「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標14

市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO₂(平成2年度(1990年度)の80%)にします。

【目標担当課:環境政策課】

目標15

エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

【目標担当課:環境政策課】

重点施策⑳

情報発信・啓発活動の推進

重点施策㉑

家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援

重点施策㉒

市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

重点施策 ㉗ 情報発信・啓発活動の推進

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・「ちがさきエコネット」では、「エコ事業者による省エネ活動展」を実施したことで、エコ事業者を5社から13社まで増やすことができたほか、市役所市民ふれあいプラザで展示を行ったことにより、普段インターネットをあまり見ない方々にも「ちがさきエコネット」のPRを行うことが出来ました。
- ・2市1町連携事業（湘南エコウェーブ）による啓発事業は、全ての事業でキャンセル待ちが大勢出るほど人気があり、内容も地球温暖化問題から水素エネルギーなどの再生可能エネルギーに関すること、森林等の自然環境に関すること等、様々な環境問題を多くの方に楽しんで学んでいただく事ができました。
- ・節電コンテスト(夏)と省エネコンテスト(冬)を開催し、CO₂削減効果は3047.5kgでスギの木約217本分に相当しました。*14kg/本で換算(「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁より)

イ 課題

- ・「ちがさきエコネット」のエコファミリー数が伸び悩んでいることから、今後は緑のカーテンの苗の配付申込みの受付を従来の電話受付から「ちがさきエコネット」に変更し、24時間受付が可能になる等、申込者の利便性を上げながら、エコネットの周知や新規登録につながる施策を実施していきます。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・ちがさきエコネットの運用や、省エネコンテスト等の啓発活動が継続的に行われている。そして、環境フェアや、広報紙、ホームページ等を使用した情報発信がきちんと続けられている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、環境フェア等の各種イベントでのエコネット体験講座を開催していくほか、市ホームページや広報紙、メール配信サービスなど様々な媒体で継続的な情報発信を続けていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・エコネットの参加者促進策も取られ、市民の情報が蓄積されつつある点も良い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は、ちがさきエコネットのみどりのカーテンの写真投稿コーナーを設け公開することで、エコファミリー登録者間の情報共有を行いました。今後も、市民・事業者の双方向的な情報交換ができる「ちがさきエコネット」のメリットを活かした情報の蓄積と発信を続けていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策の進捗により、当初の目標がどこまで達成されたのかが分かりにくい。効果・成果、今できていることをしっかりと記載すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信・啓発活動を行った結果として、具体的にCO₂がどれだけ削減したかを測ることは非常に困難であり課題となっています。次期環境基本計画の策定にあたっては、目標と、目標を達成するための施策の設定、進捗状況の示し方等、分かりやすく示せるよう検討します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ちがさきエコネットは、市民の登録数増加をさらに目指すとともに、市職員の登録も推奨するべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ちがさきエコネットのエコファミリー登録者数増加を目指して、平成29年度は、みどりのカーテン用の苗の配布の申込を、ちがさきエコネット登録者に限定する試みを実施したところ、申込期間中に111件の登録をいただくことができました。職員に向けても、夏・冬の省エネコンテストのポスターを本庁舎や出先機関に掲示しているほか、今後、庁内用イントラネットウェブ上への掲載も行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の普及促進施策は、今後の市民の選択を念頭に、温暖化防止や経済的な効果を紹介することが必要で、この調査・広報も進めてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後もちがさき環境フェア等のイベントで、電気自動車や燃料電池自動車の試乗・同乗体験会を継続して実施していくほか、エコ事業者による省エネ活動展では自動車会社と協力して電気自動車の普及促進をしていきます。

平成30年度の施策展開

(1) 家庭や事業所に対する、省エネや新エネルギーの利用に関する情報発信

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信	●	●	●	ちがさきエコネット事業 事業費【1,128千円】	環境政策課
省エネルギーを目的としたコンテストの実施	●	●	●		
「ちがさき環境フェア」の開催	●	●	●	環境フェア開催事業 事業費【1,055千円】	
市民と連携した講座等の実施	●	●	●	市民・事業者・市との 環境活動連携 支援事業 事業費【70千円】	
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信	●	●	●		
子どもを対象とした環境に関する講座等の実施	●	●	●	環境学習支援事業 事業費【182千円】	
2市1町広域連携による啓発活動	●	●	●	省エネルギー及び 地球温暖化対策に 対する普及啓発事業 事業費【476千円】	
環境バスツアーの実施(2市1町広域連携事業)	●	●	●		
みどりの保全セミナーの実施(2市1町広域連携事業)	●	●	●		
地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート調査	●	●	●		

(2) 省エネツール利用の継続的な普及推進

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
省エネナビ、エコワットの貸出	●	●	●	省エネルギー及び 地球温暖化対策に 対する普及啓発事業 事業費【476千円】	環境政策課
緑のカーテン用苗の配布	●	●	●		
環境家計簿の提供	●	●	●	ちがさきエコネット事業 事業費【1,128千円】	

(3) 電気自動車等を活用した市民意識の向上

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
電気自動車等試乗会の実施	●	●	●	環境フェア開催事業 事業費【1,055千円】	環境政策課
電気自動車用急速充電器の活用による普及支援	●	●	●	省エネルギー及び 地球温暖化対策に 対する普及啓発事業 事業費【476千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 ㊸ 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・太陽光発電クレジット事業は、保有するクレジットの全量活用し、事業参加者に還元を行うことができました。
- ・各種補助事業について、電気自動車購入費補助金は予定件数に達しませんでした。住宅用太陽光発電・設備設置費補助金、住宅用コージェネレーションシステム設備は予定件数を達成しました。
- ・太陽光設備設置補助事業によるCO₂削減効果は131.35tでスギの木約9,382本分に相当します。
 * 14kg/本で換算（「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁より）

イ 課題

- ・太陽光発電クレジット制度を安定的に運用するため、参加者を増やす必要があります。
- ・太陽光発電クレジット制度にご協力いただける世帯・事業者を引き続き募っていく必要があります。
- ・太陽光発電設備設置に対する補助件数は予定件数に達していますが、平成25年度で国の補助制度が終了した影響や、余剰電力の買取価格の減額により、補助件数は減少傾向にあります。今後の補助制度のあり方について検討する必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の施策展開・推進は、継続性及び相応の実績があり、評価できる。また、市民のニーズを踏まえて施策が展開され、実績が上まっていることも良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車購入費補助事業を引き続き実施し、補助上限の10件の申請がありました。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電クレジット事業は、地域社会でのクレジットの活用が着実に進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度も引き続き湘南国際マラソンでランナーが着替えを入れる「エコ袋」の製造等で発生するCO₂のカーボンオフセットとして6トン活用されました。さらに平成29年度は新たに78トンのクレジットが国に認証されました。 	
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・この重点施策が目標にどう関連しているのか、施策の効果が判断しにくい点、より分かりやすく記載すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助事業に関するCO₂削減効果については、進捗状況報告書に前年度の実績を記載しています。目標としている市域のCO₂排出量のデータは公表に年数を要するため、直近の施策の効果と目標の現状値との関連を示すことは困難ですが、目標の達成状況については、より分かりやすい記載となるよう表現を工夫します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の予算と執行は、前年度と比較して決めるだけではなく、社会情勢や市民のニーズと関連付けた理由が必要であり、今後も継続すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電設備設置補助事業、住宅用コージェネレーションシステム及び家庭用太陽熱利用設備導入支援補助事業については、設備等の導入に係る価格が補助事業開始当初に比べて下がってきており、今後の普及が見込まれることから平成28年度をもって終了することといたしました。これらの機器の普及は市域の温室効果ガス排出削減のためさらなる普及が必要であることから、今後も市ができる支援策を検討し実施していきます。 	

平成30年度の施策展開

(1) 家庭・事業所における省エネ機器や新エネルギー利用設備、電気自動車の導入等に対する補助事業

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
商店街街灯LED化に対する補助事業	●	●	●	商店街振興支援事業 事業費【19,955千円】	産業振興課
太陽光発電普及啓発基金を活用した団体・事業者向け太陽光 発電設備設置補助事業	●	●	●	太陽光発電設備普及 啓発事業 事業費【2,000千円】	環境政策課

(2) 太陽光発電に関する新たな事業の展開

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
太陽光発電クレジット制度の周知と参加者募集	●	●	●	太陽光発電クレジット 事業 事業費【80千円】	環境政策課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 **㊸ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入**

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

・第3次実施計画に基づき、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う「ESCO事業」を活用し防犯灯のLED化を進め、CO₂の削減を行いました。

イ 課題

・新規に建設される建物には省エネ機器等の導入を進めていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	A	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・本事業は、着実な積み重ねができており、今後も継続して行っていくことが重要である。		・省エネ機器等の導入は、市事業における温室効果ガスの排出削減に資することから、今後も可能な限り継続していきます。
・市が管理する全ての防犯灯をLED化したことは十分に評価できる。そこで、事業の開始・経過・実績を明確に記載した方が良い。		・市内に設置されている防犯灯約14,000灯のうち、約5,000灯がLED防犯灯へ交換されていましたが、残りの約9,000灯について、平成28年度にESCO事業を活用し、LED防犯灯への交換をしました。今後は、同事業により、各自治会からの要望による新設を行うとともに、LED化された防犯灯の維持管理を行っていきます。
今後検討すべき課題		
・新庁舎となったこともあり、その省エネ効果を計測し、記載すべきではないか。また、施策の適切な評価のため、施策の効果を具体的に記載した方が良い。		・各施設のエネルギー使用量は把握しておりますので、記載を検討していきます。取り組みによる温室効果ガスの排出削減効果についても可能な限り、具体的な記載をしていきます。
・今後、市内の公共施設（とくに学校）に、空調等の省エネ機器を積極的に導入するのも、検討課題といえるだろう。		・省エネ機器の導入に関しましては、平成30・31年度において小学校及び中学校の普通教室等にエアコン約660台を新規設置を計画しており、既存機器については改修や修繕等の中で対応を進めていきます。 ・その他の公共施設も修繕や改修に合わせて、施設の用途や規模に応じた省エネ機器等の導入を進めていきます。

平成30年度の施策展開

(1) 行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向けた新技術等の導入

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
防犯灯事業におけるLED灯具の設置及び維持管理	●	●	●	LED防犯灯の設置及び維持管理による防犯対策事業 事業費【65,645千円】	安全対策課
ごみ焼却炉から発生する熱の有効利用	●	●	●	ごみ焼却処理施設余熱利用による売電（行革重点推進事業名） 事業費【118,186千円】	環境事業センター
特定規模電気事業者（PPS）の活用促進	●	●	●	環境マネジメントシステム推進事業 事業費【517千円】	環境政策課
公共施設への省エネ機器等の導入促進	●	●	●	小学校施設整備事業 事業費【77,586千円】	教育施設課
	●	●	●	中学校施設整備事業 事業費【120,006千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.2

交通行政における温室効果ガスの排出削減

目標16

市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。

【目標担当課:都市政策課】

※市民1人あたりの年間公共交通利用回数:鉄道、路線バス、コミュニティバスの利用者数をその年度の人口で割ることにより算出します。

※鉄道利用者数はJRの各駅(茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅、香川駅、辻堂駅)の乗降者数であり、本市以外からの利用者も含んでいます。

重点施策③⑩

乗合交通の利便性向上

重点施策③⑪

徒歩・自転車利用の促進

重点施策 ⑩ 乗合交通の利便性の向上

■平成28年度の取り組みによる成果と課題
 (「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

・様々な運行改善や利用促進を行うことで、市内公共交通の利用者は年々増加しています。

イ 課題

・急速に進む高齢化に対応するため、公共交通の利用環境を整えていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
・乗合交通の需要と認識の広まりに応じて、利用者が着実に増えている。		・今後も利用者の増加につながるような取り組みを継続して実施します。
・運行改善、ダイヤ改正などを通じて、一定の成果が表れていることも評価される。		・社会情勢や運行地域によって求められる公共交通は異なりますので、今後も地域公共交通会議の中で議論していただきながら事業を進めていきます。
今後検討すべき課題		
・今後は、公共交通が社会的にどのような意味をもつか模索しつつ、望ましい公共交通のあり方を検討する必要がある。また、各担当課と連携し、総合的な交通施策を展望する時期が来ているのではないかと。 このような観点から、市民が望んでいる交通について、検討・整備をするタイミングと言える。		・今後は単なる移動手段の提供としての役割だけではなく、「乗ること自体に価値を見出すこと」、「将来利用する可能性がある高齢者等への乗り方案内」及び「外出のきっかけを作ること」などにも対応していく必要があると考えていますので、市内部も含めた関係機関との連携を強化します。

平成30年度の施策展開

(1) 乗合交通を利用しやすい環境づくりに向けた公共交通機関ネットワークの整備

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
ノンステップバスの導入(事業者に対する要望)	●	●	●	乗合交通整備計画 推進事業 事業費【1,338千円】	都市政策課
地域公共交通の利用促進、運行改善(ルート、本数、バス停環境等)	●	●	●		
サイクルアンドバスライドの整備及び適正管理	●	●	●	ちがさき自転車プラン 推進事業 事業費【6,261千円】	

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

トピックス

オリジナル『自転車止まれ』ステッカー大作戦！

市では、自転車に関係する事故の割合が高い現状をうけ、平成29年12月12日に茅ヶ崎市立今宿小学校の4年生を対象に「オリジナル『自転車止まれ』ステッカー大作戦！」を実施しました。

本事業は平成22年度から実施しており、子どもが危険だと気づいた交差点にステッカーを設置することで、自転車の安全利用を訴えるとともに、日頃の自転車の乗り方を見直すことで、地域全体で自転車の安全利用を促進することを目的としています。



各クラス(4クラス)が1枚ずつ、作成したステッカーです。

子どもが危険だと気づいた学区内の交差点に、作成したステッカーを地域の方と協力して設置しました。

重点施策 ㊦ 徒歩・自転車利用の促進

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・歩道の段差解消及び切下げ部改良工事等については、路線として工事箇所を選定したため、大きく事業を進めることができました。
- ・自転車駐車場の高齢者等の駐車スペースの拡大を図り、自転車利用ルールの周知を徹底したことで、環境にやさしい自転車利用の促進を行いました。
- ・予定通り歩道設置工事を施工し、歩行者の安全性向上を行いました。
- ・平成28年3月から開始した観光案内所でのレンタサイクルは、順調に貸し出しを伸ばしています。5台の自転車で運営しており、月間およそ50回から70回の貸し出しがあり、観光シーズンである8月には、104回の貸し出し実績がありました。

イ 課題

- ・人身交通事故の自転車に関係する事故が全体の約30%を占めており、依然として多い状況です。今後は、自転車のルールの遵守・マナーアップに向けた取り組みをさらに強化するとともに、茅ヶ崎駅南口の自転車駐車場の利便性向上をすることで、自転車利用の促進を行います。
- ・観光案内所のレンタサイクルは、台数が5台と少ないので、積極的なPRをしにくい状況があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車の利用が促進されており、実績の確認が着実に進んでいる。あわせて、ルールやマナーの周知、道路段差解消や、歩道設置事業等、徒歩・自転車利用促進のための社会環境づくりが進められている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も徒歩・自転車利用促進のための社会環境づくりを進めていきます。
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標と施策の連動は、もう少し整理して表現してはどうか。とりわけ、自転車のまちづくりと温暖化対策の異同が明確になれば良いと思われる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・本施策は、徒歩・自転車利用を促進することで自動車利用を抑制し、施策の柱としている「交通行政における温室効果ガスの排出削減」を目指すものですが、施策の推進が、温室効果ガスの排出にどれだけ結びついたかを測ることは困難で課題となっています。目標についても、「徒歩・自転車利用の促進」が、現在、目標としている「市民1人あたりの年間公共交通利用回数」にどのように関わるのかが不明瞭のため、今後、環境基本計画の改定にあたり、整理していきたいと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ルールやマナーに代表されるように、自転車の利用が増加するほど、交通安全に関する課題が見えてくるため、各担当課とのさらなる連携が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に関する課題に対して、各担当課とさらなる連携を図りながら進めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、交通量が多く交通事故が起きやすい場所や時間に配慮しつつ、自転車の利用を促進するといった、施策そのものの発展を期待する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次ちがさき自転車プランにおいて自転車利用ルールの周知徹底や安全・安心な走行環境の整備などを推進し、人・自転車を優先するまちづくりを行っていきます。

平成30年度の施策展開

(1) 歩行者の安全、自転車利用の利便性・安全性向上

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
道路改良工事(市道5563号線)	●			本庁舎跡地周辺整備 事業(道路事業) 事業費【85,046千円】	施設再編 整備課
自転車利用ルールの周知	●	●	●	交通安全教育及び 啓発等事業 事業費【8,940千円】	安全対策課
民設自転車駐車場に対する補助金交付の情報提供と開設促進	●	●	●	自転車駐車場管理運 営及び施設整備事業 事業費【62,324千円】	
公設自転車駐車場設置に向けた検討	●	●	●		
既存の公設自転車駐車場の維持管理と利便性向上	●	●	●		
視覚障害者誘導ブロック設置工事	●	●	●	道路舗装修繕事業 事業費【118,307千円】	道路管理課
歩車道段差解消工事	●	●	●		
歩道切下げ部改良工事	●	●	●		
歩道設置工事(市道0110号線)	●	●		市道0110号線 歩道整備事業 事業費【64,648千円】	道路建設課
道路改良工事(香川甘沼線)	●	●	●	香川甘沼線道路 改良事業 事業費【40,591千円】	
道路改良工事(下寺尾芹沢線)		●		下寺尾芹沢線道路 改良事業 事業費【0千円】	
自転車走行空間の整備	●	●	●	ちがさき自転車プラン 推進事業 事業費【6261千円】	

(2) レンタサイクル事業の実施と新たな取り組みの検討

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
関係団体との協働によるシェアサイクル事業の検討・実施	●	●	●	ちがさき自転車プラン 推進事業 事業費【6,261千円】	都市政策課

(3) サイクルアンドバスライド事業における施設の適正な維持管理と利便性向上

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
適正な維持管理と地域の需要に応じた設置検討	●	●	●	ちがさき自転車プラン 推進事業 事業費【6,261千円】	都市政策課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1

本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

目標17

庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

【目標担当課：環境政策課・景観みどり課】

重点施策⑳

庁内の環境意識の向上

重点施策㉑

庁内における人材育成

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・業務に関わる知識習得のため、積極的に研修へ参加し、研修内容を所属職員に周知しました。
- ・4月のC-EMSマネージャー研修で環境法令遵守に関する内容を行った結果、1月のC-EMS外部監査では、過去数年にわたって指摘されていた環境法令遵守の指摘が無くなり、研修の内容が定着していることが確認できました。
- ・重点施策の概要(趣旨)に対し効果的な取り組みが実施されています。

イ 課題

- ・廃棄物については法律の研修の機会が少ないため、参加職員からのフィードバックが重要です。
- ・年度当初に各課で実施しているC-EMS課内研修の実施状況が課がいによって異なり、C-EMSの定着状況も課ごとに差がある状況です。今後はマネージャー研修において、改めて年度当初の目標設定や研修の重要性を伝えるとともに、研修テーマの参考に出来るエコオフィスの事例紹介等を行います。
- ・各種研修への派遣の更なる充実を目指します。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<p>・研修が確実に実施され、参加人数の実績も良好であり、さらに、市役所に勤務する職員だけでなく、市内各施設の職員も研修に参加している。</p> <p>これにより、教育・研修の仕組みが整備されてきており、研修参加者の裾野が広がり、環境意識向上や人材育成につながっている点が良い。</p>		<p>・今後も引き続き研修を実施し、職員1人1人の環境意識が向上し、業務に活かせるような内容を実施していきます。</p>
<p>・研修内容が周知され、定着したことで、C-EMS外部監査で指摘されていた環境法令遵守の指摘が無くなった点(客観的な評価)</p>		<p>・環境法令遵守の指摘が無くなったことについては、マネージャー研修等の機会に繰り返し周知を行った結果であると考えています。今後も引き続き研修等の機会を活用して周知を続けるとともに、法改正等がされた際には積極的な情報発信を行っていきます。</p>
今後検討すべき課題		
<p>・市民向け講座が多い実情から、職員も参加可能な環境講座として充実させ、職員も対象に庁内で行ってみるなどの工夫が可能である。</p> <p>外部研修への派遣や外部講師の招聘など生物多様性についての研修は多様なものが考えられる。</p>		<p>・平成28年度は庁内で生物多様性の講演会及び職員の研修を外部講師をお招きして行いました。今後も引き続き、職員1人1人が生物多様性を理解し業務に活かせるような内容を実施していきます。</p>
<p>・研修の効果把握として、既存のアンケートの結果があるのなら、進捗状況報告書に記載すべきで、研修参加者へのアンケートを活用すべきである</p>		<p>・アンケート結果の記載につきましては、研修内容の習熟度合を図るためにも、今後検討していきます。</p>
<p>・C-EMSなど環境に関する認識の庁内における統一見地の定着を望む。</p>		<p>・C-EMSは平成22年度より行っている制度であり、制度の認知度は高いものの、その内容については未だ職員1人1人が理解しているとは言い難い状況です。今後は、職員向け研修の対象者の幅を拡げ、より多くの職員に参加してもらうことでC-EMSの理解度を高めていきます。</p>

平成30年度の施策展開

(1) C-EMSに基づく庁内の環境意識向上と環境配慮行動の実践

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
C-EMS課内研修、新採用職員研修、マネージャー研修	●	●	●	環境マネジメント システム推進事業 事業費【517千円】	環境政策課
C-EMS外部監査	●	●	●		
C-EMSレターの発行	●	●	●		
表彰制度「茅ヶ崎市エコオフィス賞」、「茅ヶ崎市エコ管理賞」の実施	●	●	●		

(2) 自然環境、生物多様性についての職員への周知

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に係るヒアリング及び周知	●	●	●	みどりの基本計画 推進事業 事業費【5,165千円】	景観みどり課
都市部局への異動職員への研修	●	●	●		
庁内イントラネットや通知による周知	●	●	●		
自然環境庁内会議の定期開催	●	●	●		
生物多様性に係る庁内研修	●	●	●		

(3) 知識や技術を習得するための研修の支援、環境に関する専門的知識を有する職員の育成

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
各種研修会への職員派遣	●	●	●	職員研修に関する 事務 事業費【9,227千円】	職員課
職員研修報告会の実施	●	●	●		
各種研修会への職員派遣	●	●	●	部内調整事務 事業費【35千円】	環境政策課
各種研修会への職員派遣	●	●	●	みどりの基本計画 推進事業 事業費【5,165千円】	景観みどり課

(3) 階層別職員研修の実施

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
新採用職員研修	●	●	●	職員研修に関する 事務 事業費【9,227千円】	職員課
担当主査級職員研修	●	●	●		
課長補佐級職員研修	●	●	●		
課長級職員研修	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.2

市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

目標18

市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。

【目標担当課:環境政策課】

重点施策③④

意識啓発・人材育成

重点施策③⑤

現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

重点施策 ㉔ 意識啓発・人材育成

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・小中学生を対象とした体験学習の講座を開催し、自然に触れ、親しむことにより、自然に対する関心を高めました。
- ・野外での観察会等開催時には、現地から公民館までの間でごみ拾いを行う等、身近な環境について啓発を行いました。

イ 課題

- ・内容によって参加できる人数が限られてしまう講座では、応募多数により抽選となってしまうことがあるため、継続的に開催することで学習機会の創出を進めていきます。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・良い資料が作られ残されている「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」など、市内では体験学習の場の提供や講座の開催が充実していて、「みんなの環境基本計画特集号」を含めて複数の媒体を通じて情報発信されている。自然環境や歴史・風土など地域に関わるテーマを多く扱っている点も評価できる。取り組み状況も、その実績（たとえば参加者数）も、良好である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業では、地域を知る機会となる講座やまち歩き、自然観察会等を開催し、茅ヶ崎の自然環境を学ぶ機会を継続的に提供していきたいと考えております。 	
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・市民がどの時期、どの年齢でも環境教育を受けられるよう、各種の団体・組織との連携を前提とした多様な環境教育メニューを今以上に開発すべきである（例：問題解決学習の応用、多様な年代の参加、イベントの共同化）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座やイベントの開催にあたっては、対象とする年齢層に偏りがないよう留意し、対象者に見合ったテーマの設定を行います。また、対象者の年齢にふさわしい広報媒体を選択し、幅広い年齢の方の参加を促します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が参加しやすい日時の設定、SNS等を利用した若者向けの意識啓発、講座の修了証や参加証等の発行のほか、茅ヶ崎市独自の資格認定などは参加者の意識向上に効果的ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山はっけん隊！」では、参加者の方にオリジナル缶バッジを贈呈するほか、終了証として「里山達人証明書」を発行しています。他の事業においても、事業の開催日時の設定等も含め、より多くの方が参加したくなる工夫を検討します。 	

平成30年度の施策展開

(1) 市内の環境情報、市民活動団体・事業者・市等の環境への取り組みに関する情報等の発信

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信(再掲)	●	●	●	市民・事業者・市との 環境活動連携 支援事業 事業費【70千円】	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信(再掲)	●	●	●	ちがさきエコネット事業 事業費【1,128千円】	

(2) 環境に関する講座等の実施

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「ちがさき環境フェア」の開催(再掲)	●	●	●	環境フェア開催事業 事業費【1,055千円】	環境政策課
市民と連携した講座等の実施(再掲)	●	●	●	市民・事業者・市との 環境活動連携 支援事業 事業費【70千円】	
子どもを対象とした環境に関する講座等の実施(再掲)	●	●	●	環境学習支援事業 事業費【182千円】	
環境バスツアーの実施(2市1町広域連携事業)	●	●	●	省エネルギー及び 地球温暖化対策に 対する普及啓発事業 事業費【476千円】	
みどりの保全セミナーの実施(2市1町広域連携事業)	●	●	●		資源循環課
ごみ処理施設見学	●	●	●	ごみの減量化・資源化 に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	
各公共施設における環境に関する講座の実施	●	●	●	社会的要請課題を テーマとした事業(公 民館)・子ども事業 (公民館) 事業費【1,125千円】	
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	●	●	●	ちがさき丸ごとふるさと 発見博物館事業 事業費【1,978千円】	社会教育課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

重点施策 ㊦ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

(「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年版)」より抜粋)

ア 成果

- ・環境フェア2016の企画・運営は市民活動団体・事業者・学生・市による実行委委員会形式で行い、企画や当日の運営を協働して行いました。また、開催後にふりかえり展を実施し、環境フェア来場時に記入してもらったエコ宣言を掲示し、ベストエコ宣言を決めるために投票してもらいました。
- ・地域別の資源物収集量に応じて上半期分と下半期分の2回補助金の交付を行い、地域活動の促進に寄与しました。

イ 課題

- ・地域の中で資源回収推進地域補助金制度を活用していただくためにも、さらなる資源物の分別について、ごみ通信ちがさきやホームページ等を通じて引き続き周知啓発をしていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	C	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体への多方面にわたる支援ができています。 ・さまざまな支援制度を活用した市民活動が展開されているのも、評価すべき点である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、必要物品の提供、補助金の交付等、多方面にわたる支援を継続して行い、市民活動を促進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェア等のイベントでは、市民活動団体、事業者との連携ができており、市民に環境の重要性を訴えている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度も引き続き、環境フェアや省エネ活動展を実施し、市民活動団体・事業者等の取り組みをPRを行うことで、環境活動のさらなる促進を図りました。今後も継続して実施します。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援は、経済的支援にとどまらず、環境の管理に関する専門知識や技術、ノウハウの提供を行う等、さらなる工夫が必要である。 市が行っている支援内容についての情報発信方法を検討すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> ・活動支援の方法につきましては、今後検討していきます。市が行っている支援内容の広報についてにつきましては、ホームページ等を利用して積極的に発信していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連団体に限らず、他目的団体との環境に関する連携は考えられないか(例えば「歩こう会」の目的に環境関連のアイテムを追加してもらう等)。環境市民会議を解散して初年度であるが、活発な市民活動と互恵的な関係をつくり市の将来にうまく活かしてゆくためのプランを明示する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・他目的団体との環境に関する連携につきましては、担当課と協議を行い、検討していきます。環境市民会議が解散した後も、環境に関する団体への支援は継続していきます。平成29年度は、団体の名簿の整備や、各団体主催事業の情報収集・発信等を実施しています。

平成30年度の施策展開

(1) 市民活動団体や事業者に対する効果的な支援

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
環境美化推進事業	●	●	●	美化推進事業 事業費【12,397千円】	環境保全課
環境美化に関する民間団体補助事業	●	●	●		
資源回収促進地域補助金制度	●	●	●	ごみの排出抑制 推進事業 事業費【37,727千円】	資源循環課
「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援	●	●	●	みどりの基本計画 推進事業 事業費【5,165千円】	景観みどり課
環境保全活動をしている市民団体への支援	●	●	●		

(2) 環境に関する取り組みを市内外へPRする機会の提供、活動の促進、市民への普及、自主的な参加拡大

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
「ちがさき環境フェア」の開催(再掲)	●	●	●	環境フェア開催事業 事業費【1,055千円】	環境政策課
広報紙、タウン紙、ホームページ等を活用した情報発信(再掲)	●	●	●	市民・事業者・市との 環境活動連携 支援事業 事業費【70千円】	
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した情報発信(再掲)	●	●	●	ちがさきエコネット事業 事業費【1,128千円】	環境政策課
エコ事業者認定制度の活用	●	●	●		

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

トピックス

ちがさき環境フェア2017

平成29年9月23日(土曜日)、ちがさき環境フェア2017を開催しました。
ちがさき環境フェアは、大人から子どもまで楽しみながら未来の暮らしと地球環境のために自分のできることを発見できるイベントです。

当日は、様々なステージイベントや展示、ワークショップなどを通し、一人一人が環境を良くするためにどんなことができるのか考えるきっかけとなりました。



スクールエコアクション発表会



恐竜の専門家「恐竜くん」によるトークショー



ステージ発表



ワークショップ



おもしろ環境教室



エコマルシェ

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.3

学校における環境教育の充実

目標19

各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

【目標担当課:環境政策課】

重点施策③⑥

地域と連携した環境教育

重点施策③⑦

学校における取り組みの支援

重点施策

㊸ 地域と連携した環境教育
㊹ 学校における取り組みの支援

■平成28年度の取り組みによる成果と課題

（「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成29年版）」より抜粋）

ア 成果

- ・環境フェアにおけるスクールエコアクション発表会の機会を通じて、各中学校における生徒主体の環境活動への取組が一層推進されるようになりました。また、環境フェアにおいて、各学校の環境に係る取組を掲発する機会を設けてたことにより、各小学校においても児童が一層意欲を持って環境学習に取り組むことができるようになりました。
- ・主に小学4年生を対象に出前講座を開講し、小学校10校でごみに関する啓発を行いました。

イ 課題

- ・地域の環境の状況及び市民活動団体や事業者、市の取組等を紹介することにより、一層児童・生徒の地域の環境への関心の向上及び日常生活への反映が図られるようになると考えます。
- ・学校ごとに求める学習内容が異なるので、学校の意向に合わせてカリキュラムを組む必要があります。
- ・学校での環境学習は総合的な時間の中で行われることが多いが、学習材の設定に苦慮することが多く、子ども達の環境学習へのイメージが膨らむような資料や体験カリキュラムの提供のため、専門分野をもった講師や団体との連携推進が必要です。

■環境審議会評価と市の対応

平成28年度の取り組みに対する環境審議会評価	B	環境審議会評価に対する市の対応
評価できる点		
<ul style="list-style-type: none"> ・出前授業や総合的な学習の時間を使っての環境学習などが小中学校で広く行われている。またスクールエコアクションも環境フェアの発表を通じて各学校で定着し、実施されている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・出前授業につきましては、学校のニーズに応じた授業をできるように今後も継続していきます。また、今後もスクールエコアクション等子どもたちが日頃の実施の成果を発信できる場所を設けるよう、支援を行っていきます。
今後検討すべき課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市内にある教育資源を活用した教材化が必要である。市のホームページの環境学習支援サイトはリンク集が市の普通の統計ページへのリンクであったり、広報誌「環境学習News！」が出前授業のリストが主であるなど改善の余地がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」は、学校で活用できる情報が少ないことが現状であります。今後は、学校で活用できる情報をより発信していきます。また、「環境学習News！」につきましては、各学校の取り組みについて紹介する等、充実した内容を記載していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程という限られた時間の中で、どのように環境教育を行うか再考する時期が来ている。指導要領での理科や社会などの授業との相乗効果や、学年ごとに異なる内容の提供、教員側からの成功事例提供による双方向的な仕組み作りなどの課題がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・次期学習指導要領では、教育課程全体を通した取組を通じて、教科横断的な視点で学びを深めることが求められています。環境教育においても、このような視点での学びを生かした改善に努め、児童・生徒の資質・能力を育成できるよう、各学校における「カリキュラム・マネジメント」の推進を支援していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な団体を仲介することによる、積極的な教育機会の提供が望まれる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校においては、様々な市民活動団体や事業者による環境学習への支援が行われているところです。市では、支援を受ける側、提供する側のニーズ等を把握しながら、教育機会につなげていきたいと考えています。

平成30年度の施策展開

(1) 環境教育の充実にに向けた情報提供の仕組みの構築・運用

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」掲載情報の随時更新	●	●	●	環境学習支援事業 事業費【182千円】	環境政策課
学校関係者へのエコスクール周知	●	●	●		

(2) スクールエコアクションの導入・運用と学校生活での環境活動の実践

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
スクールエコアクションに基づく取り組みの促進	●	●	●	環境マネジメント システム推進事業 事業費【517千円】	環境政策課
スクールエコアクション発表会の実施	●				

(3) 学校の環境教育に対する支援等

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名 及び平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
教員向けの環境学習情報誌の発行	●	●	●	環境学習支援事業 事業費【182千円】	環境政策課
出前授業の実施(茅ヶ崎市の環境)	●	●	●		
出前授業の実施(河川水質調査)	●	●	●	環境保全啓発 指導事業 事業費【1,810千円】	環境保全課
出前授業の実施(ごみの分別)	●	●	●	ごみの減量化・資源化 に関する啓発事業 事業費【1,593千円】	資源循環課
「パッカー君のごみ探検」の配付	●	●	●		
自然観察会等への支援	●	●	●	みどりの基本計画 推進事業 事業費【5,165千円】	景観みどり課

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

Ⅱ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成29年度版)に対する答申

平成29年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第22条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、平成29年9月に答申をいただきました。本書のⅠ章では、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

また、本答申については、市ホームページでもご覧いただけます。

茅ヶ崎市環境審議会 答申

検索 



茅ヶ崎市長に答申を提出する小池文人茅ヶ崎市環境審議会会長(右)

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成29年度版)に対する答申

平成29年9月28日

茅ヶ崎市環境審議会

はじめに

現代の日本において人口減少問題は最も重要な課題の一つである。高齢化によるサービス需要の増大に対して、労働力となる年齢層の人口が減少しており、産業も含めた労働力の確保が困難になりつつある。1 人が一生の間に育てる子どもの数は東京などの人口密集地域で少なく、自然の多い地域で多い現象が知られており、環境をととのえて子どもが育つまちづくりを行っていくのは、環境行政にとって重要な任務である。

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」に位置付けられた重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行った。茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員をテーマ 1、2、5 をあつかう「自然環境分科会(中森泰三分科会長以下 5 名)」と、テーマ 3、4、5 をあつかう「生活環境分科会(山田修嗣分科会長以下 5 名)」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い分科会の評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告して頂き、共通するテーマ 5 については全員で協議したのちに、全テーマを取りまとめた環境審議会答申を作成した。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと、具体的な提案等を意見として付記した。

茅ヶ崎市の要綱にもとづいて設置され、これまで市民や事業者の環境活動をとりまとめて市民・事業者の参画の中心となってきた環境市民会議「ちがさきエコワーク」の設置要綱が平成 27 年度末に廃止されたことにより、これまで「ちがさきエコワーク」から参加していた環境審議会委員が不在となり、平成 29 年に任期がはじまった環境審議会では環境に関する市民団体から組織的に参加する委員は存在しなくなった。環境審議会は市の職員でない委員による外部評価を行うが、一般に外部評価では被評価者が作成した資料に依存するのではなく、現場の状況に基づいて評価する必要がある。そのため自然環境分科会ではコア地域で活動する 9 つの市民団体に来ていただいてヒアリングを行った。

本答申を活用されて、未来のすばらしい茅ヶ崎市の豊かな環境共生社会が構築され、日本の未来に貢献されることを期待する。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、ヒアリングに協力していただいた市民団体の皆様や、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力、ご協力に感謝申し上げます。

平成 29 年 9 月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 小池 文人

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年度版)に対する
茅ヶ崎市環境審議会としての意見
(目標及び重点施策の平成28年度の進捗状況について)**

1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の特徴と本評価の特徴

環境問題は比較的新しい課題であり、環境を扱う部門は行政組織のみならず社会の様々な場面で多様な分野に分散配置されている。このため責任ある対応が難しい状況になりやすく、これを防ぐため、茅ヶ崎市では市内の環境全般を扱う環境基本計画を上位の行政計画と位置づけ、市民のまわりの総合的な環境の向上を図っている。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、(1)人の健康と生活環境に関するもの(公害・生活環境問題)、(2)自然環境に関するもの(自然環境問題)、(3)都市環境に関するもの(都市環境問題)、(4)環境の負荷に関するもの(資源・エネルギー・廃棄物問題)、(5)地球環境保全に関するもの(地球環境問題)を扱うが、その中でも比較的新しく提起された問題でこれまで対応が遅れていた問題を中心に、以下の5テーマにおける重点的な推進を目指している。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

テーマ3 資源循環型社会の構築

テーマ4 低炭素社会の構築

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)をたてている。さらにテーマごとに取り組みべき具体的な重点施策、及びそれに次ぐ補完的施策を挙げている。なお、この目標は見直ししながら進めるとしている。これらの目標は設定直後の平成24年(2012年)の環境審議会にてその妥当性と評価を行っているが、毎年目標の妥当性を評価するのは適当でないと判断し、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)が5年を経過した中間時点にあたる平成27(2015)年で、その時の現状との整合性の視点から再評価することが望ましいとされた。本年は平成27(2015)年度に改訂された目標にもとづいて重点施策レベルの実施状況の評価を行う。

なお、環境を扱う部門は行政組織のなかで多様な担当課に分散配置され、一つの課題に対して全庁的に取り組む態勢が必要であり、進捗状況の評価の過程において複数の関係担当課と環境審議会委員が一つの問題について議論することにより、単なる評価作業を超えた担当課間の協働のためのしくみとしても機能し得る可能性がある。

2. 平成28年度(2016年度)における重点施策の進捗状況評価の概要

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策に対する評価の目安を表1に、またテー

マゴとの評価結果の分布を表2に示す。

表1 重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安(例)	評価	評価の内容	目安(例)
A	極めて順調に進んでいる	90%以上	D	あまり進んでいない	40～59%
B	概ね順調に進んでいる	75～89%	E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
C	ある程度進んでいる	60～74%	—	取り組みなし	0%

表2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた重点施策全課題の平成28年度内における進捗状況の評価結果の総括表（評価の中央値を下線で示す）

テーマ		テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	テーマ3 資源循環型社会の構築	テーマ4 低炭素社会の構築	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	全テーマ
A	極めて順調に進んでいる	0	0	0	1	0	1
B	概ね順調に進んでいる	3	1	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	17
C	ある程度進んでいる	<u>9</u>	<u>2</u>	2	0	1	<u>14</u>
D	あまり進んでいない	2	2	0	0	0	4
E	今後、積極的な取り組みが必要	1	0	0	0	0	1

表2より、全体的にはおおむね順調に進行しており、特にテーマ3、4、5に関しては順調である。しかしテーマ1、2において進捗は見られるもののさらなる推進が必要であり、今後の努力が望まれる重点施策も存在する。

3. 進捗が見られる重点施策と、取り組みが必要な重点施策

テーマ1からテーマ5までの各テーマについて、相対的に良い状況にある重点施策（C評価以下を除く）と遅れている重点施策（C評価以上を除く）を取り上げて以下に紹介する。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

A. 相対的に良い状況にある重点施策

重点施策13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生（評価B）

重点施策14 農業支援による農地の保全・再生；重点施策15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮（評価B）

コア地域そのものでなく周辺のみどり（保存樹林、街路樹、水田の遊水機能など）の管理や、農地の保全・再生については取り組みが進んでいる。

B. 相対的に遅れている重点施策

重点施策 9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】（評価E）

コア地域の中でも、県による遊水地計画が進行中の行谷では積極的な取り組みが望まれている。市にとって重要なコア地域であり、未来像を描く必要がある。

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

A. 相対的に良い状況にある重点施策

重点施策 18 自然環境庁内会議の設置（評価B）

定期的な情報交換が行われるようになったことは高く評価できる。庁内における意識共有にとっても有意義であろう。

B. 相対的に遅れている重点施策

重点施策 19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定；重点施策 20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成（評価D）

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」は都市緑地法（国土交通省が主に担当）にもとづき本市では緑被率を主な目標値としている「みどりの基本計画」と、環境基本法（環境省が主に担当）にもとづき生物多様性も目標とする「環境基本計画」の両者に関わるものであり、現状では多様性地域戦略の理念に関する部分は「みどりの基本計画」に記載され、実施計画に関する部分は「環境基本計画」に記載されている。これらを発展させて自然の生物多様性を町づくりに活かすための行政計画作りが必要である。

テーマ 3 資源循環型社会の構築

A. 相対的に良い状況にある重点施策

重点施策 21 リフューズ（要らないものを買わない・断る）；重点施策 22 リデュース（ごみの排出を抑制する）；重点施策 24 リサイクル（資源として再生利用する）（評価B）

資源循環に関する取り組みは定着し、容易に実施可能なことはほぼ全て行なわれている。

B. 相対的に遅れている重点施策

該当なし

テーマ 4 低炭素社会の構築

A. 相対的に良い状況にある重点施策

重点施策 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入（評価A）

市事業における省エネルギーは長期的な財政の面でも有利であり、容易に実施可能なことはほぼ全て行なわれている。

B. 相対的に遅れている重点施策

該当なし

テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり

A. 相対的に良い状況にある重点施策

重点施策 32 市内の環境意識の向上；重点施策 33 市内における人材育成；重点施策 34 意識啓発・人材育成；重点施策 36 地域と連携した環境教育；重点施策 37 学校における取り組みの支援（評価B）

市内の人材育成では研修が確実に実施され、参加人数の実績も良好である。市民向け講座が多いが、これに職員も参加して研修する環境講座が開かれている。

市民や事業者に対しては「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」など、市内では体験学習の場の提供や講座の開催が充実していて、環境基本計画の「みんなの環境基本計画特集号」を含めて複数の媒体を通じて情報発信されている。自然環境や歴史・風土など地域に関わるテーマを多く扱っている点も評価できる。取り組み状況も、その実績（たとえば参加者数）も、良好である。

学校教育においては出前授業や総合的な学習の時間を使っての環境学習などが小中学校で広く行われている。またスクールエコアクションも環境フェアの発表を通じて各学校で定着し、実施されている。

B. 相対的に遅れている重点施策

該当なし

4. 前年度の答申で保留された事項について

最後に、前年度の答申「茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）進捗状況報告書（平成28年度版）に対する茅ヶ崎市環境審議会としての意見（目標及び重点施策の平成27年度の進捗状況について）」において、年度境界に行われたため評価が保留された2つの事項をとりあげる。これらの事項は年度の境界で行われたこともあって前年度の進捗状況報告書（平成28年度版）には記載されていない。

第1の事項として、赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区が平成28年3月30日に指定されたことに関する評価としては、その後に市民向けの紹介行事や紹介記事掲載、一部取得などが行われた。

市の要綱にもとづいて設置され、これまで市民や事業者の環境活動を取りまとめて市民・事業者の参画の中心となってきた環境市民会議「ちがさきエコワーク」の設置要綱が平成28年3月31日をもって廃止され、同年4月2日に解散した。施策の中には、さまざまな学習・普及活動や、コア地域の管理をはじめ市民や市民団体の協力が不可欠のものもあり、アクティビティを地域に活かしてゆく必要がある。また一般にボランティア参加者については労力源として見るのではなく、参加者が求めているものを考慮して互恵的な関係をつくる必要がある。これまでの都市化の進行により日常的に自然と接した経験のある市民が減少し、高齢化社会の進行とともにボランティア活動者の減少も見込まれる。市の行政と市民や、市民どうしが相互に信頼し、前向きに将来の地域のありかたをデザインすることができるような関係づくりが望まれている。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年度版)」における
重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施		C	良かったこと・評価できるところ ・目標1に基づく(第3回)自然環境評価調査が実施され、調査の途中経過をインターネット上に公開した。また、特別緑地保全地区の紹介を「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」で行うなど中身の濃いものができた。
			C		課題・今後検討すべきところ ・保全管理体制・計画の構築・作成がなされていないコア地域での進展が見られない。 ・コア地域の自然環境の重要性や貴重性について、市民の方に周知する方策を検討する必要がある。各自治会や、学校への協力依頼などを行って、周知徹底を図る必要がある。次世代への働きかけをより検討すべき。
		2 財政担保システムの確立		D	良かったこと・評価できるところ ・保全すべき「みどり」の範囲の明確化を図るとともに、個人、事業者、団体等からの寄付のほか、ふるさと納税制度から継続的に寄付を受け入れられる体制を構築したことは評価できる。
			D		課題・今後検討すべきところ ・緑のまちづくり基金活用のための仕組み作りを急ぐ必要がある。消失の危機にある自然環境を保全するために、自然環境保全に向けた土地利用のルール作りとともに、早く具体的な内容の検討に入るべきである。 ・基金の充実策について今後も引き続き検討が必要である。
		3 4 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】 ・清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】		C	良かったこと・評価できるところ ・小出暫定スポーツ広場としての活用稼働実績229日は評価に値する。 ・市民活動団体との連携により、清水谷の保全や周辺の自然環境の保全等実施している点は評価できる。作業日報や観察記録などにより、継続的に情報把握がなされている点は、モニタリングの観点からも重要である。 ・(仮称)小出第二小学校用地の活用について、教育委員会内部検討会議を開催し情報の共有を図ったことは評価できる。
			B		課題・今後検討すべきところ ・状況の変化に応じた保全管理計画と体制の柔軟な運用が望まれる。また、外部組織との高感度の連携が持続されることが望まれる。 ・(仮称)小出第二小学校用地の具体的活用に向けての早期検討が望まれる。 ・土地所有者や周辺住民に対する理解と協力を得るための方策を検討する必要がある。
5 6 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】 ・地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】		C	良かったこと・評価できるところ ・対象地は、複数の関係機関との情報共有・連携が必要であるが、そうした情報交換を積極的に行っている点が評価できる。市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」との連携・協力関係が首尾良く作用しているように思われる。		
	C		課題・今後検討すべきところ ・保全管理計画策定のための情報共有の段階であって、策定のための具体的作業やその可能性が見えない。保全管理計画策定に向けて、河川管理者である国土交通省の京浜河川事務所相模出張所と協議を進めていくことが必要である。		

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	7	湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】	C	良かったこと・評価できるところ ・市民有志の獲得に成果があったという市の呼びかけは評価できる。 ・都市緑地法に基づく用地取得等の手続きを進めるとともに、当該地に生息・生育する希少性が高い植物や昆虫等のより良い保全のための検討を行ったことは評価に値する。 課題・今後検討すべきところ ・保全管理作業の活動組織の体制づくりと継続性の担保が望まれる。担い手確保や作業者の安全確保のためにも、簡易でも良いので水場やトイレなどの活動拠点の早急な整備が必要ではないか。 ・平成29年3月発行、環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(平成29年度版)で藤沢市との具体的連携の実績もなく、さらに連携の有効性は少ないと評されたことから「藤沢市との連携」は削除されてもよいのではないか。
			B 景観みどり課		
		8	土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	D	良かったこと・評価できるところ ・自然環境評価調査を実施し、概況把握を行った点は評価できる。 ・土地所有者に対して継続的に説明を行っている点は評価できる。 課題・今後検討すべきところ ・土地所有者の理解を得ることが課題である。 ・今後も継続的に調査を実施し、管理保全体制について検討を行う必要がある。
			D 景観みどり課		
		9	生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	E	良かったこと・評価できるところ ・遊水機能土地保全補助金制度が実際に実行された。 ・土地所有者や市民に対する積極的な広報活動は評価できる。 ・洪水調整施設の整備や道路計画等の情報収集が行われ、調整の準備や体制作りが進められている。 課題・今後検討すべきところ ・援農ボランティア制度・耕作放棄地解消ボランティア制度に関する周知がリーフレット回覧のみでは心もとない。 ・保全・整備のためには、土地所有者の意向や営農状況、環境の状態、道路計画との整合等、総合的に情報・状態を把握する必要がある。今後、どのように協力を得て、連携していくのか。その体制作りが課題である。具体的保全活動にまでは至っていない。
E 農業水産課、環境政策課、景観みどり課、下水道河川建設課、広域事業政策課					
10 11	県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	C	良かったこと・評価できるところ ・里山公園の保全については、公園でもあるので関係各位との連携も含めて保全管理が機能していると思われる。「里山はっけん隊!」の開催など有意義な活動が行われ、自然環境の保全を子どもたちや保護者に訴えることができた。 ・柳谷周辺の保全については、神奈川県保全計画に基づき、県公園協会等の関係団体と茅ヶ崎市が連携を深め、保全の活動を進めることができた。 課題・今後検討すべきところ ・環境学習事業「里山はっけん隊!」のより積極的な発展(多人数参加・多回数開催)を期待する。そのためのより前向きなPR、市民一人一人が自然環境の保全に対する高い意識を持つような工夫も必要と思われる。 ・コア地域「柳谷」について、動植物の生態系の保全を図るため、湧水や水系の管理と保全を進めていくことが大切である。		
	C 広域事業政策課、環境政策課、景観みどり課、環境保全課				
12	海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	C	良かったこと・評価できるところ ・海岸植生や希少生物を保全しつつ、環境学習の場として提供している。 ・市の要望により国・県の養浜事業が継続されたことは成果である。 ・キャンプ場スタッフ等の現場に携わる人に研修が実施されたことは好ましい。一般市民等へ自然環境に対する生の声が伝承されることは重要である。 課題・今後検討すべきところ ・引き続き、キャンプ場の閑散期の利活用促進を検討すること。 ・海岸侵食対策事業は国・県に頼る部分がほとんどなので、市として継続的に要望・協議されなければならない。 ・市民活動団体「認定NPO法人 ゆい」との継続的協力関係が望まれる。		
	C 農業水産課、景観みどり課、公園緑地課				

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	B	農業水産課、景観みどり課、下水道河川建設課、社会教育課、道路建設課、公園緑地課	良かったこと・評価できるところ ・コア地域やまとまった自然を拠点として、それをつなぐ緑地の保全について、具体的な対策が挙げられ、実行されている。また、生垣や老木・銘木は個人での維持管理が難しいが、助成を行うなど市としてサポートする体制が整っている。
					B
		14 ・ 15 農業支援による農地の保全・再生 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	B	農業水産課、景観みどり課、環境政策課、農業委員会事務局	良かったこと・評価できるところ ・援農ボランティア制度・耕作放棄地解消ボランティア制度においての斡旋案件に対し高率な実績が得られた。 ・利用状況調査が実施されたことは今後の保全計画が実行される上で全ての基礎となる大きな成果である。 ・農地の貸し借りまで踏み込んだ支援を行うことは良い。
					B
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 ・ 17 自然環境の保全に向けた条例の制定 保全すべき地域の指定	C	景観みどり課、環境政策課	良かったこと・評価できるところ ・12年ぶりに「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」が改正された点は評価できる。 ・自然環境評価調査が定期的に行われ、その結果を公表して情報開示をしている。 ・広報ちがさき特集号の発行は市民への周知活動として効果的であった。 ・特定開発事業における緑化対象事業の拡大が行われた。
					C
		18 自然環境庁内会議の設置	B	景観みどり課	良かったこと・評価できるところ ・定期的に自然環境庁内会議が開催され、情報交換が行われている。
					B
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 ・ 20 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	D	景観みどり課	良かったこと・評価できるところ ・自然環境評価調査員の養成と支援がなされており、自然環境評価調査が継続的に実施されている。
					D

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
テーマ3 資源循環型 社会の構築	3.1 4Rの推進	21	リフューズ(要らないものを買わない・ 断る)	B	良かったこと・評価できるところ
			B 資源循環課		<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施、啓発活動などを確実にやっているところは評価できる。その結果、レジ袋の辞退が浸透していることが確認できているのはさらに良い。
		22	リデュース(ごみの排出を抑制する)	B	良かったこと・評価できるところ
			B 資源循環課、農業水産課		<ul style="list-style-type: none"> 学習会、出前講座の充実など、啓発活動を継続的にやっていることは評価できる。 現在の施策メニューをしっかりと実施しているのは良い。
23	リユース(繰り返し使う)	C	良かったこと・評価できるところ		
	C 市民相談課、環境政策課、資源循環課、環境事業センター		<ul style="list-style-type: none"> 社会的にも一般化されつつあるリユースが、市民によって取り組まれるようになってきているのは成果の一部といえる。 報告書で挙げている取り組みのほか、市とNPO法人が連携してリユース事業を行う等、市民の日常的な感覚の中にリユースが浸透していることが評価できる。 		
24	リサイクル(資源として再生利用する)	B	良かったこと・評価できるところ		
	B 農業水産課、環境政策課、資源循環課、環境事業センター		<ul style="list-style-type: none"> リサイクル展示室の活用、周知の徹底、啓発活動、使用済小型家電回収事業といったメニューが、着実に、継続的に行われていることは評価できる。 		
					<ul style="list-style-type: none"> 市内の小中学校で、リサイクルについての啓発や、環境教育の整備をさらに行くと、さらに効果が表れるだろう。 焼却残さの熔融固化については、市民向けに、いっそうの情報提供や情報公開が必要である。 今後は、リサイクル情勢の変化に対応できるように、課題の設定について検討をする必要がある。

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25	地産地消の推進	B	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点施策に掲げられている活動が、本市域できちんと展開されている点が評価に値する。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業は環境との重要な接点があるため、そろそろ、環境面から地産地消を再考するような課題設定や施策の検討をしてもよいのではないかと。 また、農業と自然との関連づけに留まらずに、茅ヶ崎市の地産地消が環境評価としてどのような位置づけにあるか、限界が見える部分はないか、その踏み込んだ評価をしてもよいのではないかと。 たとえば、食べることを含む市民の学習や体験とも連動させ、地産地消を見直すといった形で、多様な観点を採用できる。
					A 保育課、農業水産課、学務課
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	26	環境に配慮した農業の普及促進	C	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の重要性を考慮し、また、人が食生活を継続するためにも、本施策は意義が大きい。従い、施策の設定そのものは、不可欠である。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> エコファーマーに対する本施策の意図の説明(場合により教育)をさらに徹底し、市とエコファーマーとの連携を強化する必要がある。 また、適切な人に適切な支援が提供できるよう、助成制度のあり方について再検討しつつ、普及・啓発を行う必要がある。 今後は、農業の教育効果も把握し、学習機会に繋げる必要もある。
					C 農業水産課
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27	情報発信・啓発活動の推進	B	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ちがさきエコネットの運用や、省エネコンテスト等の啓発活動が継続的に行われている。 そして、環境フェアや、広報紙、ホームページ等を使用した情報発信がきちんと続けられている。 エコネットの参加者促進策も取り組まれ、市民の情報が蓄積されつつある点も良い。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点施策の進捗により、当初の目標がどこまで達成されたのかが分かりにくい。効果・成果、今できていることをしっかりと記載すべきである。 ちがさきエコネットは、市民の登録数増加をさらに目指すとともに、市職員の登録も推奨するべきである。 電気自動車の普及促進施策は、今後の市民の選択を念頭に、温暖化防止や経済的な効果を紹介することが必要で、この調査・広報も進めてほしい。
					B 環境政策課
					28
B 環境政策課、産業振興課					
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	29	市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	A	<p>良かったこと・評価できるところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、着実な積み重ねができており、今後も継続して行っていくことが重要である。 市が管理する全ての防犯灯をLED化したことは十分に評価できる。そこで、事業の開始・経過・実績を明確に記載した方が良い。 <p>課題・今後検討すべきところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 新庁舎となったこともあり、その省エネ効果を計測し、記載すべきではないかと。 また、施策の適切な評価のため、施策の効果を具体的に記載した方が良い。 今後、市内の公共施設(とくに学校)に、空調等の省エネ機器を積極的に導入するのも、検討課題といえるだろう。
					A 安全対策課、環境政策課、環境事業センター

テーマ	施策の柱	重点施策		環境審議会による評価	
		(担当課による評価、担当課)		評価	コメント
テーマ4 低炭素 社会の 構築	4.2 交通行政に おける温室効 果ガスの排出 削減	30	乗合交通の利便性向上	B	良かったこと・評価できるところ ・乗合交通の需要と認識の広まりに応じて、利用者が着実に増えている。 ・運行改善、タイヤ改正などを通じて、一定の成果が表れていることも評価される。
			B 都市政策課		課題・今後検討すべきところ ・今後は、公共交通が社会的にどのような意味をもつか模索しつつ、望ましい公共交通のあり方を検討する必要がある。また、各担当課と連携し、総合的な交通施策を展望する時期が来ているのではないかと。このような観点から、市民が望んでいる交通について、検討・整備をするタイミングと言える。
		31	徒歩・自転車利用の促進	B	良かったこと・評価できるところ ・徒歩・自転車の利用が促進されており、実績の確認が着実に進んでいる。あわせて、ルールやマナーの周知、道路段差解消や、歩道設置事業等、徒歩・自転車利用促進のための社会環境づくりが進められている。
			B 安全対策課、都市政策課、道路管理課、道路建設課		課題・今後検討すべきところ ・目標と施策の連動は、もう少し整理して表現してはどうか。とりわけ、自転車のまちづくりと温暖化対策の異同が明確になれば良いと思われる。 ・ルールやマナーに代表されるように、自転車の利用が増加するほど、交通安全に関する課題が見えてくるため、各担当課とのさらなる連携が必要である。 ・今後は、交通量が多く交通事故が起きやすい場所や時間に配慮しつつ、自転車の利用を促進するといった、施策そのものの発展を期待する。
テーマ5 計画を確 実に進 めていく ための 人づくり	5.1 本計画推進 のための庁 内における環 境意識の向 上と人材育成	32 ・ 33	庁内の環境意識の向上	B	良かったこと・評価できるところ ・研修が確実に実施され、参加人数の実績も良好であり、さらに、市役所に勤務する職員だけでなく、市内各施設の職員も研修に参加している。 これにより、教育・研修の仕組みが整備されてきており、研修参加者の裾野が広がり、環境意識向上や人材育成につながっている点が良い。 ・研修内容が周知され、定着したことで、C-EMS外部監査で指摘されていた環境法令遵守の指摘が無くなった点(客観的な評価)。
			B 環境政策課、職員課、景観みどり課、環境保全課、資源循環課		課題・今後検討すべきところ ・市民向け講座が多い実情から、職員も参加可能な環境講座として充実させ、職員も対象に庁内で行ってみるなどの工夫が可能である。 外部研修への派遣や外部講師の招聘など生物多様性についての研修は多様なものが考えられる。 ・研修の効果把握として、既存のアンケートの結果があるのなら、進捗状況報告書に記載すべきで、研修参加者へのアンケートを活用すべきである。 ・C-EMSなど環境に関する認識の庁内における統一の見地の定着を望む。
	5.2 市民・事業者 の環境意識 啓発・人材育 成、活動の支 援	34	意識啓発・人材育成	B	良かったこと・評価できるところ ・良い資料が作られ残されている「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」など、市内では体験学習の場の提供や講座の開催が充実していて、「みんなの環境基本計画特集号」を含めて複数の媒体を通じて情報発信されている。自然環境や歴史・風土など地域に関わるテーマを多く扱っている点も評価できる。取り組み状況も、その実績(たとえば参加者数)も、良好である。
			B 環境政策課、社会教育課		課題・今後検討すべきところ ・市民がどの時期、どの年齢でも環境教育を受けられるよう、各種の団体・組織との連携を前提とした多様な環境教育メニューを今以上に開発すべきである(例:問題解決学習の応用、多様な年代の参加、イベントの共同化)。 ・市民が参加しやすい日時の設定、SNS等を利用した若者向けの意識啓発、講座の修了証や参加証等の発行のほか、茅ヶ崎市独自の資格認定などは参加者の意識向上に効果的ではないか。

テーマ	施策の柱	重点施策 (担当課による評価、担当課)		環境審議会による評価	
		評価	コメント	評価	コメント
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	C 環境政策課、環境保全課、資源循環課、景観みどり課	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体への多方面にわたる支援ができています。 環境フェア等のイベントでは、市民活動団体、事業者との連携ができており、市民に環境の重要性を訴えている。 さまざまな支援制度を活用した市民活動が展開されているのも、評価すべき点である。
				C 課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援は、経済的支援にとどまらず、環境の管理に関する専門知識や技術、ノウハウの提供を行う等、さらなる工夫が必要である。 市が行っている支援内容についての情報発信方法を検討すべきである。 環境関連団体に限らず、他目的団体との環境に関する連携は考えられないか(例えば「歩こう会」の目的に環境関連のアイテムを追加してもらおう等)。環境市民会議を解散して初年度であるが、活発な市民活動と互恵的な関係をつくり市の将来にうまく活かしてゆくためのプランを明示する必要がある。
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育 37 学校における取り組みの支援	B 環境政策課、景観みどり課、環境保全課、資源循環課、学校教育指導課	良かったこと・評価できるところ	<ul style="list-style-type: none"> 出前授業や総合的な学習の時間を使っての環境学習などが小中学校で広く行われている。またスクールエコアクションも環境フェアの発表を通じて各学校で定着し、実施されている。
				B 課題・今後検討すべきところ	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市内にある教育資源を活用した教材化が必要である。市のホームページの環境学習支援サイトはリンク集が市の普通の統計ページへのリンクであったり、「環境学習news」が出前授業のリストが主であるなど改善の余地がある。 教育課程という限られた時間の中で、どのように環境教育を行うか再考する時期が来ている。指導要領での理科や社会などの授業との相乗効果や、学年ごとに異なる内容の提供、教員側からの成功事例提供による双方向的な仕組み作り、などの課題がある。 多様な団体を仲介することによる、積極的な教育機会の提供が望まれる。

重点施策の進捗状況に対する評価の推移

重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安(例)
A	極めて順調に進んでいる	90%以上
B	概ね順調に進んでいる	75～89%
C	ある程度進んでいる	60～74%
D	あまり進んでいない	40～59%
E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
—	取り組みなし	0%

テーマ	施策の柱	重点施策	担当課による評価			環境審議会による評価						
			担当課	H27 評価	H28 評価	H29 評価	H27 評価	H28 評価	H29 評価	前年度 との 比較	担当課 との 比較	
テーマ1 特に重要な 自然環境 の保全	1.1 コア地域の 保全管理体制、 財政担保システム の確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	景観みどり課・公園緑地課・環境政策課	D	C	C	D	C	C	⇒	同	
		2 財政担保システムの確立	景観みどり課	D	D	D	D	D	D	⇒	同	
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課・公園緑地課・下水道河川建設課・教育政策課・青少年課	4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】	B	B	B	C	B	C	⇩	低
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】		広域事業政策課・景観みどり課・公園緑地課・環境政策課	D	C	C	D	C	C	⇒	同
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】	景観みどり課	C	B	B	C	C	C	⇒	低	
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三図】	景観みどり課	D	D	D	D	D	D	⇒	同	
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	農業水産課・景観みどり課・環境政策課・下水道河川建設課・広域事業政策課	E	E	E	E	E	E	⇒	同	
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	景観みどり課・環境保全課・広域事業政策課・環境政策課	C	C	C	C	C	C	⇒	同	
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	農業水産課・景観みどり課・公園緑地課	C	C	C	C	C	C	⇒	同	
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】										
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】										

テーマ	施策の柱	重点施策	担当課による評価			環境審議会による評価					
			担当課	H27 評価	H28 評価	H29 評価	H27 評価	H28 評価	H29 評価	前年度 との 比較	担当課 との 比較
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課・景観みどり課・道路建設課・公園緑地課・下水道河川建設課・社会教育課	B	B	B	D	C	B	↑	同
		14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課・環境政策課・景観みどり課・農業委員会事務局	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮									
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課・景観みどり課	E	C	C	E	C	C	⇒	同
		17 保全すべき地域の指定									
		18 (仮称)自然環境庁内会議の設置	景観みどり課	C	B	B	D	B	B	⇒	同
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	E	E	D	E	E	D	↑	同
		20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成									
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課・農業水産課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		23 リユース(繰り返し使う)	環境事業センター・市民相談課・資源循環課・環境政策課	C	C	C	C	C	C	⇒	同
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	資源循環課・環境政策課・農業水産課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	保育課・農業水産課・学務課	A	A	A	B	A	B	↓	低
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	C	C	C	C	⇒	同
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課・産業振興課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課・環境政策課・環境事業センター	B	A	A	B	A	A	⇒	同
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課・都市政策課・道路管理課・道路建設課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	環境政策課・景観みどり課・環境保全課・資源循環課・職員課	B	B	B	C	B	B	⇒	同
		33 庁内における人材育成									
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課・社会教育課	B	B	B	C	B	B	⇒	同
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課・環境保全課・資源循環課・景観みどり課	C	C	C	C	C	C	⇒	同
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課・環境保全課・資源循環課・景観みどり・学校教育指導課	B	B	B	B	B	B	⇒	同
37 学校における取り組みの支援											

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成29年度版)に対する 市民意見及び市の考え方

平成29年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成29年度版)」について、平成29年6月23日(金)から平成29年7月7日(金)の15日間にわたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、4名の方より81件のご意見をいただきました。ここでは、いただいたご意見とそれに対する市の考え方をお示ししています。

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成29年度版)に対する市民意見及び市の考え方**

- 募集期間 平成29年6月23日(金)～平成29年7月7日(金)
- 意見提出者数 4人
- 意見の件数 81件

●内容別の意見件数	項 目	件 数
	①進捗状況報告書全般について	6
	②目標及び重点施策	73
	テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	47
	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	12
	テーマ3 資源循環型社会の構築	6
	テーマ4 低炭素社会の構築	4
	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	4
③その他	2	
合計		81

①進捗状況報告書全般について		
No.	意見の内容	市の考え方
1	計画の進行について、年間の進行管理図の公表の前、市民・事業者による検証結果の公表をお願いします。	「市民・事業者によるモニタリング」については、コア地域のモニタリング、家庭・事業者等におけるエネルギー消費量のモニタリングを想定しています。コア地域のモニタリングについては、市民参加による「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査(再調査)」を平成27年度から実施中です(最終取りまとめは29年度予定)。エネルギー消費量のモニタリングについては、「夏の省エネコンテスト」の結果について、報告書に記載しております。
2	計画の進行について、PDCAサイクルにより、環境基本計画の進捗状況は他の計画に比べれば、しっかりされていると考えている。このサイクルの中のcheckの部分にある「市民・事業者によるモニタリング」及び「市民・事業者による検証結果」があつて進捗状況報告書ができていて書かれているが、この二つはどこでされているのか、何を指すのか、教えてほしい。進捗状況報告書を環境政策課がとりまとめる場合、市民・事業者が検証結果を出していれば、行政側のこんな一方的なやっていることだけを書いた報告書はできていないと考えるので、改善が必要である。	計画では、市民・事業者がモニタリングを行った施策については、市民・事業者による検証を行うとしていますが、モニタリングの検証までを市民・事業者が行うまでには至っていないのが現状です。なお、これまでの自然環境評価調査については、市民の方々の御意見を伺いながら取りまとめを行ってまいります。
3	P.8.9の担当課の評価は前年とすべて同じである。重点施策37項目中A評価2項目、B評価が16項目となっている。評価基準に幅があることも原因かと思うが、前年度と比較して進展している重点施策がないのは残念である。また、所管部署によってほとんど進展していないものや詳細説明において目標の達成度やその評価があいまいなものが見られる。 次年度の施策展開にあたって、PDCA評価手法に基づき、実施できなかった理由やその改善策などを取り上げ、環境審議会ですら十分に審議いただき、市民に分かりやすい次年度の計画、方針を策定して実施されるよう要望する。	評価については、重点施策として掲げた取組内容がどれだけ進んだかを評価しています。環境に関する取組は、単年度で大きく成果として現れることは少ないため、取組を進めてはいるものの、評価アップに直結しない部分もあります。進捗状況報告書での成果・課題と評価、また、3月に発行予定の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」については、今後とも分かりやすい表現とするよう努めます。
4	市民、市民団体、事業者の取り組み状況を一覧できる形にまとめた点は評価できる。なお、同じ団体の活動は団体ごとに時系列で整理してはどうか。また、活動に参加した市民が次年度以降も継続的に関わっていただくような施策を関係者で話し合う場をぜひ考えてほしい。	記載の仕方、表現については今後も改善を図り、分かりやすい報告書としていきます。
5	表紙の挿絵にクイズを活用したことは計画に親しみを持ってもらう点でよかった。	
6	P. 10凡例目標の変更履歴の年度(平成)は、変更年度とした方が分かりやすい。変更がない場合は、初年度を記入する。年度23～28や変更履歴の～28年度の表現は分かりにくい。	

②目標及び重点施策

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
7	12～13	目標1	モニタリングで指標種の増減があったものの名前(植物か?動物か?)を記述してほしい。また、減少した理由や回復対策(有無)なども記述してほしい。	指標種の確認数の減少理由については、遷移などによる環境の変化や土地利用等に伴う自然環境の喪失、水田の減少などが考えられます。対策については、保全作業を行う中で、植物の移植、外来種の抑制などを実施しています。 なお、指標種の増減や理由の考察については「茅ヶ崎市自然環境評価再調査報告書」(市ホームページで公開中)に掲載しておりますが、より分かりやすい記載方法について検討していきます。
8	12～13	目標1	達成状況についてもこの7つのコア地域については27年度から自然環境評価調査を実施している、ことが抜けています。また城之腰、汐見台についてどのような位置づけにしていこうものか、明確にほしい。	平成27～29年度にかけて第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査を実施していることに関しては、目標1の進捗状況の脚注として記載しております。コア地域(コアマップ対象地区)については、市内全域を対象とした自然環境評価調査(平成17年度とりまとめ)で位置づけたものとしています。城之腰、汐見台については、再調査の検討会議において調査員の方からの提案を受けて調査を実施しているものです。今後の位置づけについては、調査結果などを踏まえて必要があれば検討していきます。
9	15	—	行谷の場所の説明に重要景観地点の代表的な指標である「樹林」が抜けている。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
10	16～17	重点1	保管理体制計画(清水谷、柳谷、赤羽根十三区)の進行管理はどこのようにおこなっているのでしょうか。保管理体制計画に基づいての根拠を示してください。	清水谷特別緑地保全地区の管理主体は市です。市民団体「清水谷を愛する会」の御協力をいただき、打ち合わせを行いながら保全管理を進めています。 柳谷については、公園管理者である県と指定管理者を中心に、市民団体と市も含めた調整を行いながら保全管理を行っています。 赤羽根十三区周辺特別緑地保全地区の管理主体は土地所有者と市になっています。市民有志の皆様と市で定期的に打ち合わせを行い、作業の振り返りを踏まえて、以降の作業予定を検討していきます。
11	16～17	重点1	この施策に求められているものが概要に書かれていることだとすると、それがどのように充実しているか、何が原因で出来ない部分があるかを書くべきである。もう何年もやって来ているので、書き方を工夫してほしい。	施策の達成状況については、しっかりと分析を行うとともに、記載の仕方、表現についても、今後改善を図り、分かりやすい報告書としてまいります。
12	16～17	重点1	課題の部分で、関係課が連携し、保管理体制スケジュール等の見える化を図る必要があると書かれている。清水谷を愛する会は年度当初に今年度の重要な管理作業について提示しているので、予算の配分等や年間スケジュール等は行政がやって当たり前のことである。しかし、何年経っても計画的な保管理体制への支援がされない。その解決のために、政策提案までした結果が、この記述だと考えると情けない。原因は、自然環境の保全についての行政機構が不十分だからである点をしっかり考慮してほしい。環境基本計画に対する環境審議会が何度も答申に記載している部分をもう一度、検討してほしい。	課題を踏まえ、平成29年度からはスケジュールを提示し、予算配分を含めて打ち合わせをしながら作業を進めています。今後も、引き続き市内での連携しながら、市民団体「清水谷を愛する会」への支援を行います。 自然環境の保全に関する取り組みについては、現総合計画において顕在化した課題を整理・検討し、これまで以上に関係部局間で緊密に連携を図りながら、自然環境の保全に向けた事業を推進してまいります。 また、行政機構に関しては、次期総合計画基本構想の策定に併せて検討します。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
13	16~17	重点1	課題として出ているものは、以前から市民がやってほしいと言っていたものである。しかし、各地域の関係者とは行政では自治会関係者の場合が多い。そうではなく、一般の地域の人がその地域を大切に思ってくれる必要があるために、施策を実施するべきである。	自然環境の保全には、一般の地域の方や土地所有者の方に、自然環境について理解を深めていただくことが大切です。そのため、取り組みの一つとして、観察会や保全作業の実施について、広報紙や市ホームページでの周知を行っています。また、従来より実施していた広報特集号での各コア地域の紹介に加え、平成29年度から始めたニュースレター「ちが咲き」の発行など、新たな取り組みも実施していきます。
14	16~17	重点1	特別緑地保全地区に指定した区域の保全管理は、管理上の課題をそのままにせず、土地所有者や近隣自治会にも相談して対策を考えて、有志だけでなく近隣住民ほか関心がある市民が保全管理に参加できるような体制をしっかりと整える必要がある。決算額33,696千円の保全費とはどんな費用？土地の取得費？土地借用費？	特別緑地保全地区の管理については、近隣住民を含めた市民の皆様にも御参加いただけるよう、広報紙やホームページで活動内容の周知などを行っています。 赤羽根字十三区周辺保全費の決算額につきましては、土地の取得に要した費用及び維持管理(道路へ越境した枝木の伐採)に要した費用です。
15	16~17	重点1	清水谷を先進地の例にと言われているが清水谷はうまくやれていない例である。地権者に対する協定内容が不十分であるために、特別緑地保全地区であり、借地として負担金を払っているにもかかわらず、一般の特別緑地保全地区と同じように地権者がその土地を自由に使用している。ウメの実を収穫し、その下草を刈られたり、ヤギを放牧されたり、竹林を整理しタケノコがたくさん生えてくるようになったら採って行くということが起こっているのが現実である。根本的な地権者との協定を見直すべきである。	特別緑地保全地区制度は、その制度上、営農を続けていくことや、生活に利用することなど、すべてを禁止するものではありません。その上で、清水谷の自然環境を維持するために地権者の方との間で協定を締結しているものです。この協定により、農地の拡大や仮設工作物の設置などによる自然環境の破壊を防いでいます。 清水谷の保全は、保全管理活動をされる市民ボランティアと土地所有者の双方の御協力があって成り立っていると考えております。今後も清水谷の保全管理が円滑に進むよう、土地所有者の御理解を深められるように調整を行います。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
16	18～19	重点2	<p>緑のまちづくり基金の活用方法 活用法の検討が全く進展していない。優先度をどうするか整理が終わらないためと書いてあるが、みどりの保全条例が策定されたにも拘わらず、優先順位を決められないのは、条例に不備があるからではないか？条例に「みどりの保全地区」の条項が追加されたが、具体的な内容はあいまいなままである。みどり基金は社会情勢が変わる中で、市街化区域、市街化調整区域に関わらず、開発行為などによって緊急にみどりの保全が必要になったところの保全に活用することにはどうか。兵金山公園の開発に当たり保全対策にみどり基金が活用できず、開発が行われて公園がなくなってしまうが、このようなことがないようにしてほしい。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金は、成果には当該交付金の準備を実施する(した)ことになっているが、どこに使うためか？赤羽根十三図の土地取得に充当されたのか？分かりやすい記述にしてほしい。</p>	<p>基金活用の考え方については、これまで具体的な内容の検討に至っておりませんでした。条例見直しなどの条件が整いつつありますので、平成29年度には具体的な方向性を示していきたいと考えております。内容の検討に併せて、公開等の取扱いについても整理していきます。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金は、赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区内の土地の取得に充当しています。</p>
17	18～19	重点2	<p>緑のまちづくり基金条例は見直しの時期と思います。ガイドラインはさらに市民に公開してほしい。</p>	
18	18～19	重点2	<p>毎年毎年、「条例ができてから」「地域が決まらないから」とかの言い訳で、緑のまちづくり基金のルールづくりは延ばされている。3年前にはガイドライン案が出されて、それがすっかり撤回されてしまった。茅ヶ崎市としての自然環境を保全するためのまちづくり基金のルールづくりは緊急を要する。現在でも、特別緑地保全地区(清水谷・赤羽根十三図)の公有化が徐々にされている状況であるために、戦略的な考え方をすべきである。このような時に、P.19の課題の書き方は、良く分からない。</p> <p>例えば、特別緑地保全地区を全て公有地化するにはどの位の予算が必要で、今のままのまちづくり基金の状況で十分なのかどうか、特定の場所を公有地化するとした場合の市民からの寄付金募集のルールなど、様々な課題を考えておく必要がある。</p> <p>また このルールは、以前から提案している「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」を改定し、その中で規定すべきであると考えます。</p>	
19	18～19	重点2	<p>市からの積み立てが激減しているなか、ふるさと納税が緑のまちづくり基金に入るようになったことはよかった。イオングループの「ご当地WAON」には利用額の0.1%がその自治体に寄付されるというシステムがあります。茅ヶ崎市の大型店が2店舗のありますので、そのくらい貢献してもらってもよいのではないのでしょうか？検討してください。</p>	<p>当該事案につきましてはこれまでに検討を行いました。制度構築にあたっての諸条件を整えるのが困難であり、実現には至りませんでした。導入コスト、ランニングコストを考慮すると、「ご当地WAON」が有効に機能するためには、導入から1年で3万枚の発行が一つの目安とされていますが、本市よりも人口規模の大きい自治体でも苦戦している状況にあると聞き及んでおり、本市での導入は現時点では困難であると考えます。</p>
20	18～19	重点2	<p>P.19の茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の活用事例について なぜ、全ての活用事例に面積や買収金額などが書かれていないのか。しっかり記載すべきである。</p>	<p>今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
21	20～21	重点3・4	清水谷の保全管理 毎週保全作業を行なっている市民団体の方の話では、ヤギの放し飼いなどで、植生への被害があると聞いているが、特緑保全地区は保全管理上の規制があることを土地所有者や来場者に周知徹底することが大切である。看板を設置しているが、改めて注意喚起が必要と思う。	清水谷特別緑地保全地区での「来訪者のルール」の周知については、看板以外にも特別緑地保全地区や定例観察会の周知など、様々な機会を捉えて行ってまいります。また、ヤギの所有者へは、特別緑地保全地区内の樹木が立ち枯れてしまうような過剰な利用を控えていただくよう依頼をしており、今後も注意喚起していきます。
22	20～21	重点3・4	「市民活動団体『清水谷を愛する会』と連携・協力した保全管理」としているのだから、何度も「市民活動団体『清水谷を愛する会』」と出す必要はない。書き方は読んだ人が分かるように書いてほしい。 例えば、【会と茅ヶ崎市は今年度も協定書を締結した。会は、保全管理計画に基づき、生物多様性に配慮した保全管理として、毎週火曜日に保全作業を行っている。また、市民への自然環境の理解を深めるための活動として、毎月第一日曜日に定例観察会を実施している。 茅ヶ崎市は、保全管理のために、会との定期的な情報交換と必要な物品購入や作業の支援等を実施しており、定例会は広報紙での周知を行っている。 会ができない部分である樹木の伐採等の大掛かりな保全作業については、茅ヶ崎市が行っている。】 というような書きの方が理解できるのではないか。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
23	20～21	重点3・4	五行目の「生物多様性に配慮した植物の保全等を行いました。」は間違いである。生物多様性に配慮した保全作業をしたのであり、それによって植物だけでなく、様々な生きものが保全されているのである。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。
24	20～21	重点3・4	希少植物へ配慮した草刈りを行っていたのは事実だが、それは毎年清水谷を愛する会が協力して成り立っており、今年度はその成果が表れており、ヤマユリやチダケサシなどが咲くようになった。	引き続き、清水谷内の希少植物の保全につきましては、市民活動団体と連絡・調整をおこないながら、進めていきます。
25	20～21	重点3・4	汚水流入への対策が不十分であり、固形物などが排水として流入していることは課題である。	清水谷内の自然環境の保全を目的とし、浸透櫛の設置及び清掃を行っています。同時に、当該浄化槽を使用している住民の方に対して、清水谷地区の環境への配慮を依頼していきます。
26	20～21	重点3・4	市民の森で生物多様性がどのように理解し、実施されているのか、分からないので具体的な記述をしてほしい。	市民の森の法面において、ヤマユリ、チダケサシ等の希少植物に配慮しながら、除草を実施いたしました。
27	20～21	重点3・4	(仮称)小出第二小学校用地について「教育基本計画」の28年度の事業報告では「野外研修施設」の検討をしているようです。同じ内容になっていないのはどういった理由なのでしょう。	「周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用」については、平成28年度教育委員会の点検・評価において、「野外研修施設等の検討」としています。事業名が異なっているのは、教育委員会の点検・評価における事業名が、茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画の事業名となっているためです。それぞれの事業で実施した内容は同一のものであり、柳島キャンプ場等の類似施設や小出暫定スポーツ広場の利用状況について、情報共有を図ったものです。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
28	20～21	重点3・4	教育委員会内部検討会議の開催について、これを開催すれば自然環境に配慮した活用ができるわけではないので、事業そのものがおかしいと思う。以前税金を使い実施された専門会議等の内容をどのようにするつもりか、検討結果を出してほしい。	次回より、事業名を内容に見合ったものに変更します。 平成20年度に市民会議を行った経緯がありましたが、現在は小出暫定スポーツ広場として利用しています。柳島キャンプ場等の類似施設、また新たに(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設が建設される中で、自然とふれあいを実感できる場としてどのように活用すべきか、丁寧に検討していました。今後、小出暫定スポーツ広場としての利用状況や他の施設の存在を踏まえて検討を進めていきます。
29	22～23	重点5・6	関係機関との情報共有の項で、「市が占有している」という表現は間違いで、県の所有地を「市が占有している」に要修正。また、保全管理活動の支援の項、2行目「意見交換の場を支援」という表現もおかしい。占用地の保全管理のための関係機関との調整作業は市が行うものであり、支援ではない。 「築堤と河畔林」の写真に築堤が写っていない。	今後の報告書等作成の参考にさせていただきます。 なお、占用地については、国有地を市が占有しているものです。
30	22～23	重点5・6	ここの概要に書かれているようなことが、行政側が推進できないために、エコワーク等の市民団体が協力して講座を開催し、団体を立ち上げたものである。私たち市民団体ではできないことは限られているので、本来は平太夫新田全体を考えると茅ヶ崎市としての保全管理のルールやシステムを確立すべきである。また、地域の方々の保全管理への参加システムも確立すべきである。 活動を広報してくれることが支援ではないことを自覚してほしい。	平太夫新田内の市占用地の保全管理の考え方については、平成28年度から検討を行っており、併せて近隣自治会への周知も行っています。引き続き、保全管理の考え方の取り組みに向けて検討を行っていきます。
31	24	重点7	保全管理体制の検討で、活動組織が管理上の課題があるからと書かれているが、湿地の部分だけがゴルフ場の休業日に行なわれなければならないだけである。またトイレ・洗い場等は公園ではないので無くて当たり前である。今後有志ではなく、組織として確立すべきである。	保全組織の設置については有志市民での保全作業を進めていく中で検討します。トイレ・洗い場等がない事については、保全活動の新たな担い手を増やしていく上で課題となる可能性があることから記載しているものです。
32	25	重点8	この施策では、貧栄養の校庭だった所だけが大切ではなく、周辺等の一体的な保全や市民への開放が重要な施策である。いつまでもこのままだと樹林も草地もひどくなるばかりである。 また、コア地域であるにもかかわらず、周辺の樹林は無届で伐採され、無許可での簡易建物がたくさん建てられ、道路の拡幅で土手の植栽も破壊されている状況である。対策を地権者と協議すべきである。	貧栄養の草地を含む学校跡地については、民有地であり土地利用計画がある中で、市民への開放等は難しい状況ではありますが、土地所有者の御理解をいただきながら定期的な調査等を行っています。今後の土地利用にあたっては、希少性の高い植物の保全等について、土地所有者との協議を行いたいと考えています。また、学校跡地周辺の保全については、学校跡地の土地利用状況を踏まえて検討を行っていきます。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
33	26	重点9	遊水池計画に伴う初期段階の道路計画などの整理ができたとの記述があり、土地所有者との説明会が行われているが、この地区で細流周辺の保全活動を行なっている市民団体にも説明をされているか？行谷地区は次の特緑指定地区に挙げられている地区である。 課題に細流の保全について具体的進展がなかったとあるが、市民有志は細流の保全作業を定期的に行なっている。市は細流の保全をどのようにしたいと考えているか？また具体的に細流の保全が進まなかった理由は？	行谷の保全については、特別緑地保全地区候補地である樹林部分だけでなく、谷戸底や細流の周辺の農地や草地と一体的に検討したいと考えています。こうした中、細流の保全については、洪水調整施設整備事業の進捗状況を踏まえながら検討を行います。 なお、洪水調整施設整備について、市民団体等への説明は行っていませんが、事業主体である県に対しては、当該地がコア地域の一部であることから、自然環境保全への配慮を要望しています。
34	26	重点9	行谷の細流の保全の手法を具体的に示してほしい。	
35	26	重点9	細流の保全は、環境市民会議ちがさきエコワークの「茅ヶ崎の自然環境を考える会」と「自然環境部会」が市民に呼びかけて保全活動していたが、エコワークが解散したので、市民団体として細流やその周辺のツリネソウが咲く場所の保全作業や観察会を行っている。 「細流の保全については具体的な進展がなかったため、今後取り組みを検討する」と書かれているが、どのような方向性で検討するのか、聞きたい。	
36	26	重点9	この施策を、28年度に茅ヶ崎市、特に環境政策課は環境審議会で十分な審議をすることもなく、放棄したと思える状況である。コア地域にもかかわらず、自ら県の遊水地として手を挙げたことをここに記載すべきである。	神奈川県が平成27年4月に策定した「相模川水系小出川・千の川河川整備計画」では、1時間に50ミリメートルの降雨に対応できるよう、中流部から上流部の区間に遊水地を整備して、治水安全度を向上させることとしています。当該地域については、自然環境上重要な地域ではありますが、河川氾濫を防止し、市民の生命・財産を守るために、洪水調整施設整備は必要であると考えています。
37	27	重点10・11	県立里山公園の保全部は、県の主導で管理が行き届き、市民団体が行なう子どもたち向けの自然観察会、勉強会にも利用されており、大変結構なことであるが、周辺道路建設によって公園周辺の里山景観が失われないように十分配慮してほしい。	道路整備については、隣接している公園側をはじめ、関係機関及び関係団体と協議し、景観に配慮した整備を進めます。
38	27	重点10・11	柳谷周辺には道路が周囲を囲むように現在も建設され続けています。生物多様性のためには柳谷を孤立させるものとなり、今後の計画の修正を望む。	県立茅ヶ崎里山公園は、里山の環境に配慮した公園として整備されており、県立茅ヶ崎里山公園外周道路整備事業につきましては、県立茅ヶ崎里山公園と一体的に事業を進めていくものです。今後も、周辺環境に配慮した事業を進めていきますので、御理解のほどお願いします。
39	27	重点10・11	里山景観はもちろん、家の裏側の樹林等は、貴重な茅ヶ崎市の自然環境である。しかし、4月施行の「茅ヶ崎市緑の保全等に関する条例」では、保存樹林は市街化調整区域では指定されないこととなった。どのような制度でこれを保全していくつもりなのか、教えてほしい。	県立茅ヶ崎里山公園周辺の柳谷の保全については、土地利用基本条例など制度や周辺道路などの公共施設整備と併せて検討していきます。
40	29	重点12	キャンプ場の自然環境保全計画が作成され、植物の保全部が進められているが、これからもぜひ継続してほしい。 またキャンプ場の管理運営に22,815千円の費用が計上されているが、その内訳と採算性は？	植物の保全部については、継続してしっかりと進めていきます。主な経費の内訳は、キャンプ場の施設管理にかかる委託料、光熱水費等のほか、負担金(人件費、消耗品等)となっています。現在は歳出が使用料収入を上回っているため、今後は管理運営手法を検証しつつ、課題解決を図ります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
41	29	重点12	柳島キャンプ場の自然環境の保全管理計画は、エコワークが協力して作成したが、その後の保全管理作業は特定の市民団体のみが行っている。今後の保全活動の市民の参加をシステムとして考慮すべきではないかと考える。	引き続き保全管理計画に基づき、キャンプ場の運営団体による、適正な管理に努めます。
42	29	重点12	ミニコミ自然ミュージアムは、エコワークが声をかけて市民が協力して作成・設置したが、その管理は、今後誰が行うのか、教えてほしい。	現在は公園緑地課が管理しており、今後も同課が管理していきます。

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
43	30~31	目標3・4	緑被率が目標に比べて大幅に下回っている。今後対策を充実させるようであるが、昨今、市街化区域の公園や市街化調整区域の樹木の土地開発が進んでいる中、どんな対策を考えているか？新しく制定されたみどりの保全に関する条例では、十分に対応できないのではないか？	緑被率の推移を平成元年と平成27年で比較すると市街化調整区域では58.99%から54.55%に減少、市街化区域では20.00%から9.07%の減少となっています。こうした状況の中、市街化区域では保存樹木の指定等の施策を推進してきました。また、平成29年4月の「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の改正により、緑化が必要になる特定開発事業の対象を拡大しました。
44	32~33	重点13	既に緑被率は目標を下回っている。緊急性を要する事態と考えるが、今までと同じ施策を行っているだけである点が、理解できない。特に今年に入り、伐採された東側の赤羽根斜面林(5,000㎡)を保全する担保が何もないなどの課題はどうするか。	市域の大半が私有地であることや財政状況などの課題もあり、全てを一律に保全するのは難しい状況ですが、より効率的に生物の多様性が高い地域や市民生活を豊かにするみどりの保全・再生・創出を推進していきたいと考えています。
45	32~33	重点13	保存樹木、保存樹木への助成によって保存樹木面積が増えたことは評価できる。一方、この重点施策の予算施行状況を見ると、環境関係の予算の中で、保存樹木・樹木、街路樹の管理などに比較的大きな費用が計上されているが、この重点施策は、まちの魅力である「みどり豊かな環境」を守るために必要な費用なので、継続的な予算計上をぜひお願いしたい。	保存樹木・樹木の指定は、重要な施策であると考えています。財政状況をしっかり見極めながら、市域全体のみどりを効率的に保全・再生・創出するために、必要に応じて制度のあり方の検討を行います。
46	32~33	重点13	市民から寄付してもらい、公有化された中赤羽根斜面林の保全についても何ら手立てが出されていない。エコワークでこの場所の手入れや散策路を作って一般市民に開放するなどの考え方があって、講座等も行なったが、行政としては今後どうするか、的確な保全管理について聞きたい。 また、斜面林の樹木の剪定を行い、適切な保全を行ったと書いてあるが、剪定は道を挟んだ下の家に迷惑をかけないようにと切られたもので、胴切りをされ、樹木の保全とは言い難い。こんな書き方はほしくない。	中赤羽根斜面林の保全については、引き続き安全管理・適正管理に努めていきます。また、管理方針については、管理手法、管理団体の設置等の検証をしつつ、今後の検討課題とさせていただきます。
47	32~33	重点13	生け垣築造だけに助成を行い、生け垣にたいしての助成を打ち切ったことも明確に説明する責任があると思います。行政に都合のよいことだけ書かれているような誤解を生みます。	生け垣の保全に対する助成制度については、事業の見直しを行った結果、平成27年度で終了しました。引き続き、生け垣築造に対する助成や保存樹木制度などの他制度を活用した施策の推進を行っていきます。
48	32~33	重点13	市民の有志が斜面林の外来種(トキワユクサ)の除草を継続的に行っていたことは、公園緑地課に届出を出しているために分かっていると考えるがどうして記載はないのか。	斜面林の外来種の除草について、市民の有志の皆様が継続的に実施してくださっていることは承知しています。記載方法については、今後の報告書作成にあたっての課題とさせていただきます。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
49	32～33	重点13	茅ヶ崎市の天然記念物の樹木は、鶴嶺八幡社の参道の松並木以外は、現在ほとんどが枯れて指定が取り消されている。これらは課題ではないのか。今後の指定等はどうするのか。	鶴嶺八幡社の参道松並木は、松並木の景観が貴重であるため天然記念物に指定しております。そのため、枯死した場合は補植を行い、松並木の景観の保全を行います。一方、一昨年度指定解除に至った樹木は、その木に価値があるため、その一木を天然記念物に指定しておりました。生きものの天然記念物は、生きていることが指定要件となりますので、枯死した場合はやむを得ず指定を解除せざるを得ません。 市指定天然記念物が、衰弱・枯死しないよう栄養剤の樹幹注入等の処置を行います。生きものなので、やがて枯死することは避けられません。 現在新規指定に向けて、候補種の選定作業等の準備を進めております。
50	32～33	重点13	課題の街路樹の剪定については、以前から提案しているが、樹種によって剪定期が違い、それを計画的に実施すれば、市民からの要望に追われることはないと思われる。仕事の仕方を変えてほしい。	街路樹の剪定については、現在常緑樹、落葉樹等の樹種により剪定期を変えて実施しておりますが、今後はさらに一歩進め、路線毎の本数、樹種等のデータを活用しつつ、効率的かつコスト面にも配慮した剪定を実施していきます。
51	32～33	重点13	課題に「近年の酷暑……に厳しい環境があります。」とあるが、これは茅ヶ崎市としてはどんな課題なのか、理解ができない。	施策の概要にあるとおり、保全を図っておりますが、自然災害等には対処しきれないことが課題となっており、これは茅ヶ崎市においても、他自治体においても課題となっているところです。 気象条件が悪化していくことで、天然記念物に指定した樹木の生育にとって、厳しい条件となります。
52	34～35	重点14・15	農業人口や農業用地が少ない茅ヶ崎市において、農地の保全と耕作放棄地の再生について、国の農業政策・制度改革に合わせて、工夫・改善を試みていることは大いに評価したい。	今後も国の農業政策・制度改革を踏まえ、本市として各種事業の持続可能性を十分検証し、創意工夫をしながら取り組みを進めていきます。
53	34～35	重点14・15	総合計画審議会で、農業委員長が生産緑地を今後すべて宅地開発すれば、茅ヶ崎市の人口は維持できるという発言をしている。こんな農業委員会では、農地の保全・再生はできない。	農業委員会では、生産緑地は保全すべき農地として、関係機関と連携し、農業者からの相談等にも対応しているところです。今後も都市における農地の適正な保全及び有効な活用が図られるよう努めます。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
54	36	目標5・6	昨年度保存樹林を2か所解除しています。それは記載すべきこと。みどりの計画にある保全配慮地区の効果がまったくない。接道部分の樹林は残すなど、なにか工夫をしてほしい。市街化調整区域の保存樹林、保存樹木は条例から外したことも明確にして、市街化調整区域のまとまりのある樹林、大きな樹木をどう守るのか対策を出してほしい。	保存樹林の更新継続にあたっては、沿道部を含めた樹木の残存や市民緑地など他制度への転換などについて調整を行っています。土地所有者の意向もあり、全てを保全するのは難しいのが実情です。
55	37	重点16・17	当初の計画から大幅に遅れたが、条例が制定されたことは評価したい。ただし、折角、みどりの保全地区に関する条項を設けたにもかかわらず、みどりの保全地区の定義が不明確なままであるため条例の効果が低くなっている。基本計画書の概要に、特緑指定地区のほか、指定候補地周辺、その他の自然環境保全上の重要な地域を「みどりの保全地区」に指定するとあるが、この定義をみどりの保全条例の定義に使わなかった理由は？管理団体の設置を意識したと思うが、条例を補完するはずの要綱においても全く同じ表現では意味がない。	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」においては、みどりの保全地区制度そのものを位置づけており、要綱でその具体的な手続きを規定したものです。条例の改正は環境基本計画を踏まえて行いましたが、条文化にあたって文言の整理を行ったものです。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方	
56	37	重点16・17	環境基本計画で要請しているのは、消失の危機にある自然環境を保全するための条例であったはずだが、出来た条例はそれには到底対応できる条例ではない。これで環境審議会は良いのか。十分な検討をし、今後の改正に向けて、答申を出すべきである。	条例の改正にあたっては、これまでの課題や今後の社会情勢を見据えたくうえで、必要な対応を規定したと考えております。今後、運用を行い、みどりの保全を進めていきたいと考えています。取り組みの推進にあたっては、環境審議会と連携を取りながら進めていきます。	
57	37	重点16・17	今までも市民側が出してきた規制に対する提案等は全く記載されなかった。その後の条例を策定する時に行われたパブコメには、条例案が書かれておらず、市民が出した意見等も無視され、市民参加が形骸化している。これで、どんな自然環境が保全されるのか、注視したい。	条例の改正にあたっては、その考え方をお示しすることで御意見をいただきました。その後、条文や施行規則、要綱を整備しました。今後、本条例の運用を行い、みどりの保全を進めていきます。	
58	37	重点16・17	みどりの保全等に関する条例に記載がある保全すべき地域の指定は、具体的な場所が特定されていないがどの場所が指定できるのか、可能な候補地があるなら公表すべきである。	現時点では、お示しできる具体的な候補地はありません。今後、自然環境評価調査の結果などを活用し、検討を進めます。なお、これまでに保存樹林制度でも条例や規則、要綱で制度内容を規定したうえで、具体的な指定を行っています。	
59	38	重点18	実情に合うように施策内容が変更されたことには賛成である。しかし、現状の運用では審議会で報告される会議録には、どんな情報を共有したかが記載されているだけである。PDCAで事業を進めるためには、情報の共有によって、どこの部署が、どんな対策を行ない、どのような結果になったかを検証できる仕組みが必要であり、庁内会議の会議内容はしっかりと記録に残し、それに基づき事業を進めることが大切である。	自然環境庁内会議については、環境審議会、みどり審議会において、それぞれ必要に応じた情報提供を行っています。会議では、土地利用についての相談など正式な手続き前の未成熟な情報についても共有し、案件に応じた対応を検討しているため、場所等の具体的な内容については、公表できないことがあります。土地利用に関する事案以外にも、自然環境に関する情報については幅広く共有するように努めます。また、周辺の自然環境に影響がある場合などは、市民団体への周知などを検討します。	
60	38	重点18	行政の会議なので、しっかりとした会議録を保存しておいてほしい。		
61	38	重点18	自然環境庁内会議は、各課の情報共有や連携だけでなく、課題解決の方法の検討や実施に向けた対策などがされる必要がある。		
62	38	重点18	特に市民への周知が必要な内容や市民の協力が必要な場合についてもここで検討してほしい。		
63	38	重点18	この自然環境庁内会議の報告は、環境基本計画の施策であるために、環境審議会だけに行なわれている。しかし、内容はみどり審議会に大いに関係する内容であり、今後はみどり審議会にも同じように報告すべきである。		
64	39・40	目標7・ 重点19	景観みどり課がみどりの基本計画の改定版に生物多様性地域戦略を盛り込むことを考えているが、生物多様性地域戦略は元々環境省が提唱した施策であり、まちづくりに及ぼす影響がかなり広範囲に及ぶことも考えられる。生物多様性地域戦略の策定に当たっては、環境基本計画にある生物多様性地域戦略のとの整合性について、関係各課で十分な調整をお願いしたい。		生物多様性の保全及び持続可能な利用については市の幅広い施策と関連するため、基本的な考え方を「茅ヶ崎市みどりの基本計画(生物多様性地域戦略)」と「茅ヶ崎市環境基本計画」で共有し、関連する個別計画や施策で取り組みを推進することを検討しています。

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
64	39・40	目標7・ 重点19	景観みどり課がみどりの基本計画の改定版に生物多様性地域戦略を盛り込むことを考えているが、生物多様性地域戦略は元々環境省が提唱した施策であり、まちづくりに及ぼす影響がかなり広範囲に及ぶことも考えられる。生物多様性地域戦略の策定に当たっては、環境基本計画にある生物多様性地域戦略のとの整合性について、関係各課で十分な調整をお願いしたい。	生物多様性の保全及び持続可能な利用については市の幅広い施策と関連するため、基本的な考え方を「茅ヶ崎市みどりの基本計画(生物多様性地域戦略)」と「茅ヶ崎市環境基本計画」で共有し、関連する個別計画や施策で取り組みを推進することを検討しています。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
65	39・40	目標7・ 重点19	<p>環境政策課で生物多様性地域戦略を作成したほうが良かったのではないかと。6年前に予算を使い、コンサルに頼んで生物多様性地域戦略の案を作成しながら、担当課の都合で出来なかった。</p> <p>現在、特別緑地保全地区でも他の場所でも、外来種などで生物多様性が侵されようとしているが市民への周知・啓発は十分に伝えられていないのが現状である。</p> <p>地域戦略が策定される前でも、簡単なガイドラインを作成し、市民への的確な周知・啓発をすべきである。</p>	<p>現在行っている「茅ヶ崎市みどりの基本計画(生物多様性地域戦略)」改定において、過去に作成した「生物多様性地域戦略(素案)」の検討内容も活用しています。今後、生物多様性地域戦略の検討に併せて、ガイドラインの検討も行っていく予定です。</p>

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.1 4Rの推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
66	41・42	目標10	<p>目標10の資源物の割合②収集後の選別処理により回収したものと、資源物以外の例えばもやせないごみや大型ごみとして収集したものから選別回収したものか？</p> <p>P.42の資源物排出量の推移(表)で、新聞・チラシ、本、雑誌、雑紙の排出量が予測より大幅に減少しているが、私が住む住宅地の現状では新聞やチラシは新聞社の委託回収車がきて、トイレットペーパーと交換しており、ごみ収集ステーションに出されるものはほとんどなくなった。その影響が考えられないか。また、若い世代が新聞からスマホで情報を入手することが多くなり、新聞自体の発行部数が減ったことも考えられる。このことが、資源リサイクル率が予測通りの上昇しない要因の一つではないか。</p>	<p>収集後の選別処理により回収したものと、燃やせないごみや大型ごみとして収集したものから選別回収したものです。</p> <p>新聞・チラシ、本、雑誌、雑紙の排出量の減少については、他市においても同様の話を聞いており、ご推察のとおりと考えております。</p>
67	43	重点21	<p>リフューズの考え方は、マイバック推進会議の長年の活動や市や市民団体の学校出前授業などでかなり普及したが、マイバック推進会議の解散後も、リフューズが風化しないように、環境イベントを通して啓発を続けることが大切である。</p>	<p>御意見のとおり、あらゆる機会を捉えて啓発に努めていきます。</p>
68	44～45	重点22	<p>生ごみ処理容器の普及は、もやせるごみの焼却エネルギーを削減する意味でも、水分率の高い生ごみの削減に使われるのでよい施策であるが、設置場所の問題もあり、市民家庭菜園などでの活用を増やす方策の検討が必要と思う。また、生ごみの水切りをさらに徹底するよう呼びかけを行なうことも大切である。</p>	<p>家庭菜園利用者に対しては、機会を捉え直接生ごみ処理容器についての説明を行い、家庭菜園での利用を促しています。また、生ごみの水切りについては、これまでと同様にごみ通達などがさきなどを通じて啓発を行っていきます。</p>
69	46～47	重点23	<p>大型家具の分譲に500円以上の寄付を導入したことは市にとっても利用者にとってもリユースの環境価値を感じられる点でよかったと思うし、新庁舎市民プラザのデジタルサイネージでPRしたのはよかった。さらにリサイクルセンターでの製品在庫状況やリサイクル家具の写真の展示会を定期開催して利用者を募集することも考えられる。</p>	<p>利用者の皆様の御理解、御協力により前年度の寄附額を大きく上回ることができました。展示するリサイクル品につきましては、申込期間が始まる前にホームページにて写真掲載を行っております。リサイクル品展示室につきましては、引き続き広報紙等での周知を図るとともに、環境フェアやなんでも夜市などのイベント時に出張展示を実施することで、リユースの推進並びにリサイクル品展示室の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
70	48～49	重点24	<p>従来からの資源物分別に加え、小型家電回収などの施策が社会情勢に合わせて導入実施され、効果を上げている点は評価できる。これからも効果が期待できるものは進めてほしい。</p> <p>リサイクル率向上の足かせとなっている植木選定枝の処分について、他市の事例などの調査をされたようですが、現在、ごみに排出される植木選定枝は焼却設備で焼却しており、無理にガス化や堆肥化を考えるのではなく、現在の焼却処理の中で、必要なら発電機を増設し余剰電力を「(株)エネット」のような電力供給会社へ売電し、契約売電量を増やすことはできないか。バイオマス発電は、自然エネルギー利用技術の一つであり、発電機を増設投資も含めてバイオマス発電(ガス化なし)を検討してみても如何か。</p>	<p>剪定枝の資源化は、搬入先の確保、事業系剪定枝の取り扱い、寒川町との調整、経費などの課題があり、現状では、焼却施設で焼却しています。その焼却施設では、現在、焼却炉の基幹改良工事を実施しており、発電能力を上げ、平成30年度から売電量を増やす方向で進めています。</p> <p>しかしながら、剪定枝の資源化は最終処分場の負荷の軽減、焼却灰の再資源化に要する経費の削減に繋がることから、長期的視点で検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、バイオガス処理施設については、平成28年度に藤沢市・寒川町と2市1町で検討をした結果、導入を見送ることとしております。</p>
71	50～54	目標10-13 重点25・26	<p>関係各課の明確な方針と取り組みにより着々と成果が上がっている数少ないA評価がついた重点施策であり、地産地消がもつ環境価値(資源循環とCO₂削減)の面からもよい施策なので継続してほしい。</p> <p>環境配慮型農業は大切であるが、エコファーマーの登録は制度改革(対象が個人営農から団体営農へ)もあり、茅ヶ崎市のような小規模個人経営の農業では増加は一層難しいと思う。</p>	<p>市民農園の開設数は毎年度安定的に推移しており、市街化区域内の相談件数も増加しています。今後も少しでも多くの農地を存続し、地産地消を踏まえ積極的な活用を図ります。</p> <p>環境保全型農業直接支援事業補助金の対象者は、平成27年度の法整備に伴い、対象が個人から団体に移行しましたが、引き続き各種事業の持続可能性を十分検証し取り組んでいきます。</p>

施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
72	55～59	目標14・15 重点27	<p>目標14の進捗状況夏の省エネコンテストのデータであれば、※表示の脚注ではなくタイトルに明記し、読む人に分かりやすいデータとする。</p> <p>情報発信・啓発活動において、大変たくさんの方が進められていることは評価したい。情報提供手段として、パソコン、スマートフォン時代に対応すべく、市のホームページ掲載が多くなっているが、市のHPには環境情報をまとめた窓がなく、アクセスするのが大変。また、窓があっても内容が市民がアクセスしやすいように整理されていない。窓にキーワードを入れると検索できるようにしてほしい。また、担当課によってホームページへの情報(会議録など)の掲載時期がばらばらであり、予告情報と終了情報の管理もバラバラである。ホームページへの予告情報提供時期や終了情報のアーカイブを作り、保存期間あるいは保存場所が分かるようにしてほしい。</p>	<p>56ページの目標15の進捗状況「月毎のエネルギー(電気)使用量を前年度よりも削減できた世帯数」については、読み手の方に分かりやすい表記となるよう来年度の報告書の作成にあたり工夫していきます。</p>
73	55～59	目標14・15 重点27	<p>2017年2月から3月にかけて実施された省エネ活動展への出展を機に、ちがさきエコネットへ登録させていただきました。イベント実施時には、ホームページ等で広く周知していただきましたが、今後もこのような広報活動を続けていただきたいと思います。</p> <p>茅ヶ崎エコネットの登録数は増加しているとのことですが、まだ知らない方も多いのではないかと思えます。本取組に参加することのメリット等を押し出すことで、認知度向上につなげ、さらなるエコ活動普及に努めていただければ幸いです。</p>	<p>「エコ事業者による省エネ活動展」は、事業者が日頃行っている省エネに関する取り組みを広く市民の皆様にご紹介することを目的として新たに実施したもので、展示や実験イベント等、事業者様に御協力いただき、9日間で約1,200人の方々に御来場いただくことができました。</p> <p>ちがさきエコネットは、平成27年4月の運用開始から2年が経過し、登録数も徐々に増えていますが、御指摘のとおり、まだ認知が足りていないと認識しております。</p> <p>このため、今後も、イベントの企画やコンテンツの充実など、エコネットに御登録いただくメリットを創り出し、様々な機会を捉えて広報活動を行うことで、登録者数を増やし、市民・事業者・市の連携による地球温暖化対策の取り組みを進めていきたいと考えております。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
74	60~62	重点28・29	<p>各種補助金制度の活用による太陽光発電設備やLEDの導入が進展したことは評価したい。</p> <p>導入された省エネ機器の個人向けと事業者向けを整理して、今後の普及に役立ててほしい。また、焼却場の発電電力の売電において、電力供給会社を(株)Fパワーから「(株)エネット」に変更したことによって、CO₂も削減できたとあるが、その理由は再生エネルギーの割合が高いため？売電収入はどうか？「(株)エネット」紹介記事があるとよい。</p>	<p>太陽光発電設備やLEDの導入等の省エネルギー機器等については、市域のCO₂の排出量の抑制のため、今後も普及に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>電力提供会社を変更したのは、焼却場(環境事業センター)での発電電力ではなく、本庁舎をはじめとした45の公共施設において使用する電力です。</p> <p>変更した理由は、平成26年10月からの2年間の契約期間終了に伴うもので、一般競争入札の結果、(株)エネットに決定しました。</p> <p>PPS導入による削減効果については、45施設で使用した電気使用量に(株)エネット及び東京電力エナジーパートナー(株)が公表しているCO₂の排出係数を乗じてそれぞれのCO₂の排出量を算出し、比較した結果となります。</p>

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
75	63~65	目標16 重点30	<p>駅の他市町からの利用者を含むとはいえ、公共交通機関の利用者数が増加している傾向が見られることは意識啓発とCO₂の削減につながっているものと評価したい。</p> <p>北部循環コミュニティバスはダイヤを改正してもあまり効果が見られないように思われる。乗り合いタクシーはどの程度利用されているのか？ダイヤ、料金、乗り継ぎなどについて、再度市民の意見や希望を聞いてみてはどうか。同じ神奈中バスの運行であり、主要道路での停留所は同じ所なので、料金システムの導入費がかかるが、SUICAやPASMOなどが使えるようにして、茅ヶ崎駅行きバスなどへの乗り換えをできるようにすることはできないか？</p>	<p>コミュニティバス北部循環市立病院線は平成29年3月に利用の少ない最終便運行を取りやめ、代わりに朝第一便として7時文教大学発を新設しました。現在は利用状況の把握を行っているところです。</p> <p>また、予約型乗合バスの利用者数は伸びが鈍化しているため、本年度は利用者に対するアンケートを実施するとともに自治会の皆様のご意見を把握しながら、実情に合った運行改善に取り組んでまいります。なお、ICカードの導入は整理しなければならない事柄が何点かありますので、タイミングを見極めながら事業実施に努めていきます。</p>

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
76	68~71	目標17 重点32・33	<p>C-EMSは環境政策課、自然環境・生物多様性は景観みどり課、外部研修や資格別研修は職員課が行なっているが、課内のC-EMSの研修状況にばらつきがあることが課題として記載されており、C-EMSの研修のやり方や使用テキストを工夫・改善することをぜひ進めてほしい。</p>	<p>C-EMSは、各部局において年度毎に目標を設定し、取り組みを進めていくことが特長ですが、目標設定の内容や設定に向けて実施する課内研修の内容にばらつきがあることが課題となっております。</p> <p>このため、今年度当初のマネージャー研修では、目標設定に際し半期ごとの振り返りの際に定量的な評価ができるよう数値化できる目標を設定するよう依頼するとともに、事務局としても半期ごとのふりかえりや年1回の外部監査において、各部局における目標達成状況を確認していきたいと考えています。</p>
77	68~71	目標17 重点32・33	<p>茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム(C-EMS)は、外部監査の結果、適切かつ効果的に運用されているとなっている。しかし、27年度の道路改修工事において、自然環境に対するチェック機能が何ら働いておらず、道路脇の斜面へ外来種の多様な種が埋め込まれたシートが利用されて、それまであった在来種の豊かな土手が消失した。この点について、環境政策課が責任をもって、外部監査から庁内に結果を出してもらうと約束していたはずである。どのような監査からの指摘と対策がされたのか、記載すべきである。なければ、今後、どのような対応をとるのか、お聞きしたい。</p>	<p>市では、茅ヶ崎市環境マネジメントシステム(C-EMS)の客観性や透明性を保つため、外部監査機関による監査を年1回実施し、公共工事の際の自然環境の配慮について、書類上でのチェックを行ってきました。</p> <p>平成27年度からは、書類のみでのチェックに加え、書類に基づくヒアリングを行い、外部監査機関が工事担当課の職員と直接話す場を設けることで、職員の意識を高める取り組みを行っています。</p> <p>外部監査の結果については、庁内イントラネットにより共有していますが、今後は、外部監査機関から監査結果を職員に直接伝える報告会の開催などを検討しているところです。</p> <p>外部監査のヒアリングは、時間の都合上対象となる課かいを絞っているため、御指摘の工事の担当課は監査対象となっていませんでしたが、今後もこうした取り組みを継続することで、公共工事の際の自然環境の配慮について、実効性の向上に努めていきます。</p>

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
78	72~77	目標18 重点34・35	データから多くの市民が市や市民団体が開催する環境イベントに参加していることが分かるが、現実には、いまのままの状況では高齢化が進む中、活動員は減少傾向にあり、本来の目標の環境活動に参加し実践する市民の数の増加はあまり期待できない。若年層のイベントへの参加とイベントに参加した人が自らイベントを実施する人によって変わっていくような意識付けの方策を考える必要がある。	御意見にもありますように、若年層が環境に関するイベントに関心を持っていただけるような取り組みが必要だと考えています。 「環境フェア」では、環境分野について学んでいる大学生が自ら企画実行委員会に参加していただきました。一方で高齢化が進み昼間人口が確実に増加するなかにおいては、そうした方々が積極的に環境活動に参加することも重要であると考えています。 今後は、幅広い年齢層の方にも関心を持っていただけるような事業を企画していきます。

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
79	78~80	目標19 重点36・37	スクールエコアクションは市内中学校の環境活動として定着してきたことや地域の資源(自然や文化遺産)を活用した市または環境団体による出前授業なども継続的に行われていることは高く評価できる。表からは多くの市民が市や市民団体が開催する環境イベントに参加していることが読み取れるが、環境政策課が作った市HPに掲載の「環境学習News」などがさらに学校で積極的に活用されることを期待したい。 環境問題はますますグローバル化し、環境省や気象庁から新たな知見が報告されるようになってきている。地球温暖化や生物多様性、SDGs(持続可能な開発目標)やESD(持続可能な開発のための教育)などの情報が市民に的確に伝わるためには、この分野の学識者や環境省登録の有識者の活用も考えることが求められる。	環境に関する取り組みについては、各学校で実施されているところですが、市ホームページ等を活用した情報共有をさらに進め、取り組みの広がりを推進してまいります。今後も、環境教育等に関する情報の発信に努めてまいります。

③その他			
No.	意見の内容		市の考え方
80	環境市民会議ちがさきエコワークが要綱廃止に伴い、消滅しました。環境団体の支援を各々していくことでした。1年が過ぎて、その効果を挙げてください。		市では自ら環境活動を実践する人を増やすことが重要であると考えています。そこで、平成27年度末の環境市民会議「ちがさきエコワーク」設置要綱の廃止以降、個々の団体の活動内容の周知・紹介等を行っているところです。今後は各団体がどのような支援を望んでいるのかをしっかりと把握し、より効果的な支援を行います。
81	<p>第5章 計画の確実な推進のために (評価なし)</p> <p>この環境基本計画(2011年版)の施策が推進されるために、環境基本条例を基本とし、どのように進める必要があるかが書かれているのが、この第5章です。特に、ここには「計画の推進における各主体の連携の強化」に連携しなければならない主体がしっかり書かれているので、それらがどのような活動、動きをしているかが重要である。これについての検証をするべきである。</p> <p>それとともに、この計画を推進する市民側の大きな主体であった環境市民会議「ちがさきエコワーク」をなくすにあたり、環境審議会の議題としてかけることもせず、行政側が勝手に廃止してしまったことは環境基本条例や環境基本計画をないがしろにする結果となり、理解に苦しむことであった。</p> <p>既に環境市民会議「ちがさきエコワーク」は、設置要綱を廃止されたために解散となったが、今後 この環境基本計画の推進をするならば、市民・事業者が主体的に関われるシステムをどうするか、早急に提示すべきである。</p> <p>今まで、私たち環境市民会議「ちがさきエコワーク」がこの環境基本計画を推進するためにボランティアで多くの時間と労力を費やし、行政とともに活動してきた実績を無駄にしてほしくないのが切なる願いである。</p>		進捗状況報告書については、重点施策に焦点を絞った内容としているため、第5章に関する検証は行っていません。環境市民会議「ちがさきエコワーク」解散後の市民・事業者との連携については課題であり、各主体との関係性を構築しながら、検討していきたいと考えております。

(参考)

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

目標・重点施策の見直し内容一覧

平成28年3月

■見直しを行った目標・重点施策一覧

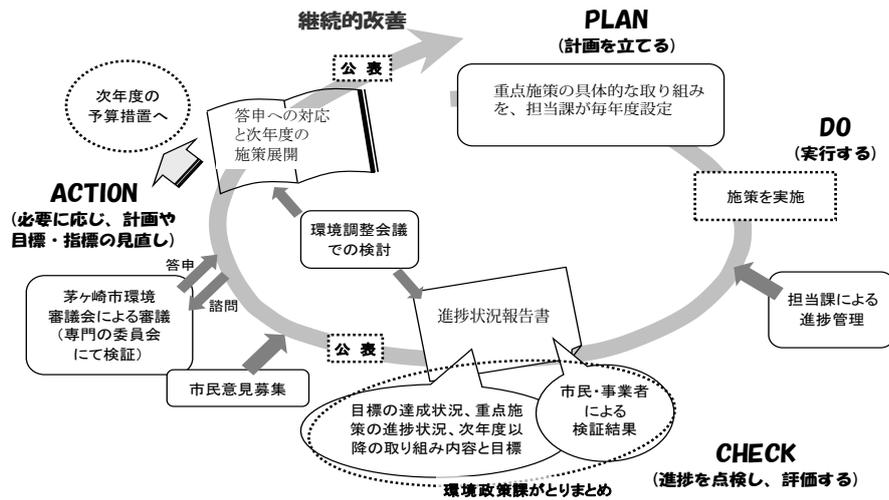
茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理においてこれまでに見直しを行った目標及び重点施策は以下のとおりです。

テーマ	施策の柱	目標/重点施策(※)	ページ
1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	目標 2	122
		重点施策①	
		重点施策②	
	重点施策③～⑫	123	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	重点施策⑭	123
2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	目標 5	124
		目標 6	
		重点施策⑯	
		重点施策⑰	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	重点施策⑱	125
		重点施策⑲	
		重点施策⑳	
		重点施策㉑	
3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	目標 9	128
		(※平成25年度変更)	
		重点施策㉒	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	重点施策㉓	129
		目標 11	129
		(※平成24年度変更)	
		目標 12	130
		(※平成26年度変更)	
重点施策㉔			
重点施策㉕			
4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	目標 14	131
		(※平成26・28年度変更)	
		目標 15	132
重点施策㉖		重点施策㉗	132
		重点施策㉘	132
5 計画を進めていくための人づくり	5.3 学校における環境教育の充実	重点施策㉙	132

※特に変更年月日の記載のない項目は平成27年度に変更を行っています。

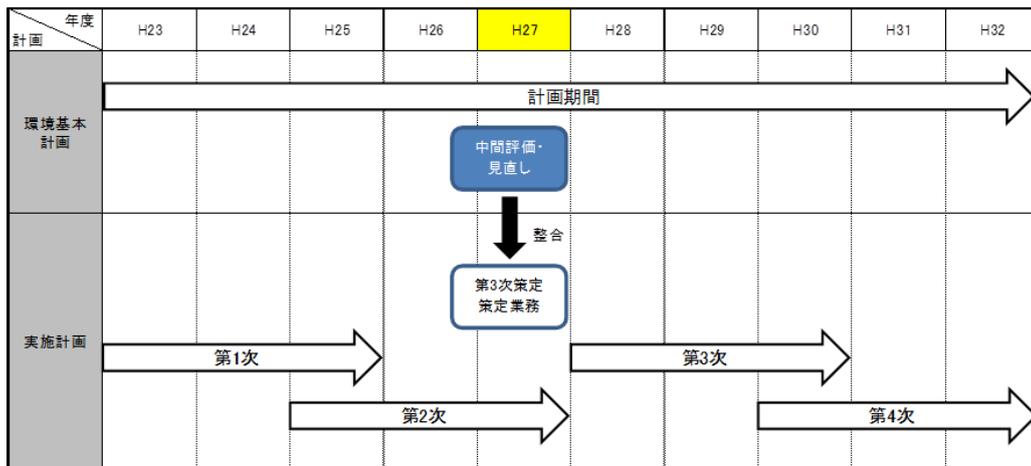
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)について

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(以下、本計画という)の策定後、本計画の進行管理方法(下図)に基づき、本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。担当課の取り組みや、環境審議会による外部評価の結果等により、目標については、必要な変更を加えながら進行管理を行っています。また、重点施策については毎年度検証を行い、必要な軌道修正と次年度予算への反映を図っています。



■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の中間見直しと本冊子について

本計画は、策定後5年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に応じて必要な修正を行うこととしておりました。そこで、平成27年度に施策の進捗状況や環境審議会による検証結果等を踏まえ、目標と重点施策を対象として見直しを行いました。



本冊子は、これまでの本計画の進行管理や中間見直しにおいて変更した目標及び重点施策を明らかにするために作成したものであり、本計画への追録としてお示しするものです。

■現在の体系図



は見直しを行った目標・重点施策です。

テーマ	施策の柱	目 標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保安全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保安全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保安全管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり 2.2 生物多様性の保全方針の策定	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
		7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。 10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進 4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	14 市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO₂(平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。
16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。		
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

重点施策

重点施策の推進を支え、補完する施策

- ① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成・実施
- ② 財政担保システムの確立
- ③～⑫各コア地域における施策

- 1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

- ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生
- ⑭ 農業支援による農地の保全・再生
- ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

- 1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
- 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
- 1.2(3)水環境の保全
- 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用

- ⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定
- ⑰ 保全すべき地域の指定
- ⑱ 自然環境庁内会議の効果的な運用

- 2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導
- 2.1(2)快適で安全な住環境の確保

- ⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
- ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

- 2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全
- 2.2(2)海岸の自然環境の保全

- ㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る)
- ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する)
- ㉓ リユース(繰り返し使う)
- ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)

- 3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
- 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

- ㉕ 地産地消の推進
- ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進

- 3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進
- 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発

- ㉗ 情報発信・啓発活動の推進
- ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援
- ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

- 4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援
- 4.1(2)市における率先的な取り組み

- ㉚ 乗合交通の利便性向上
- ㉛ 徒歩・自転車利用の促進

- 4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減

- ㉜ 庁内の環境意識の向上
- ㉝ 庁内における人材育成

- 5.1(1)市における環境配慮の取り組みの推進

- ㉞ 意識啓発・人材育成
- ㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

- 5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
- 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減
- 5.2(3)環境に関する活動の支援

- ㊱ 地域と連携した環境教育
- ㊲ 学校における取り組みの支援

- 5.3(1)学校における環境教育の推進

テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標 2 (※平成 27 年度より変更)

変更前	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 25 年度(2013 年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
変更後	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 32 年度(2020 年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

重点施策① コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置※			※3年以内に全てのコア地域で活動が進められることを目指します。						
		保全管理のための計画の作成※			計画に基づく活動の推進						
変更後	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置									
		保全管理のための計画の作成			計画に基づく活動の推進						

重点施策② 財政担保システムの確立(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	②財政担保システムの確立	システムの検討		庁内及び関係主体間調整							
		財政担保システムの運用、見直し(適宜)									
変更後	②財政担保システムの確立	システムの検討									
		庁内及び関係主体間調整		財政担保システムの運用、見直し(適宜)							

重点施策③～⑫ 各コア地域における施策（※平成 27 年度より変更）

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進（重点施策①と同様）				
変更後	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進（重点施策①と同様）				

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点施策⑭ 農業支援による農地の保全・再生（※平成 27 年度より変更）

●概要

変更前	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
変更後	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標 5 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 24 年度(2012 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
変更後	平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標 6 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
変更後	保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

重点施策⑩ 自然環境の保全に向けた条例の制定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前										
変更後										

重点施策⑰ 保全すべき地域の指定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一							
		→ 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整								→ 保全すべき地域の運用、周知
変更後	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一			現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一			
						→ 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整				→ 保全すべき地域の運用、周知

重点施策⑱ 自然環境庁内会議の設置(※平成 27 年度より変更)

●重点施策名

変更前	自然環境庁内会議の設置
変更後	自然環境庁内会議の効果的な運用

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。

施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標 7 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 24 年度(2012 年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
変更後	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 32 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。

目標 8 (※平成 27 年度より変更)

変更前	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 24 年度(2012 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
変更後	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 32 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

重点施策⑩ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前										
変更後										

重点施策⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		ガイドラインの作成								ガイドラインの運用、周知
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成							ガイドラインの作成と運用、周知			

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱 3.1 4Rの推進

目標 9 (※平成 25 年度より変更)

変更前	市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします。
変更後	市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。

重点施策② リデュース(ごみの排出を抑制する)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none">・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。
変更後	<ul style="list-style-type: none">・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。・必要に応じて家庭ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

重点施策⑳ リユース(繰り返し使う)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標 11 (※平成 24 年度より変更)

変更前	生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
変更後	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成 32 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。

目標 12 (※平成 26 年度より変更)

変更前	学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
変更後	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成 32 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。

重点施策⑳ 地産地消の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

<p>変更前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者幅広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。
<p>変更後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。 ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者幅広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。

重点施策㉑ 環境に配慮した農業の普及促進(※平成 27 年度より変更)

●概要

<p>変更前</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。 ・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。
<p>変更後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。

テーマ 4 低炭素社会の構築

施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標 14 (※平成 26 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 524 千 t CO ₂ (平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。 ※平成 20 年度(2008 年度)は約 849 千 t CO ₂ となっています。
変更後	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)

(※平成 28 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)
変更後	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,492 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,866 千 t CO ₂)

※市域の CO₂排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成 26 年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度の CO₂排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画における CO₂排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

目標 15 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
変更後	エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

重点施策⑳ 情報発信・啓発活動の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及やインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

重点施策㉑ 学校における取り組みの支援(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)(※)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(平成29年度版)

平成30年(2018年)3月発行
発行部数200部
発行:茅ヶ崎市
編集:環境部環境政策課

〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電 話 0467(82)1111
FAX 0467(57)8388
メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp
ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

